

繁栄の礎を築き上げてくださいました。にもかかわらず、兵役年数十二年に足らずの一言で國の恩典を何ら受けることはできませんでした。ただ、通算三年以上の勤務者には一時恩給として一万五千円程度を支給され、三年に満たない者は何一つ恩典はありませんでした。

戦争に負けながらも通算十二年以上の者には多額の軍人恩給が支給されており、その格差が余りにも大きく、この状態の中では日本の将来に大きく影響するのではないかと心配される人たちが多く、ださらねば、今後国にいつたん緩急があつた場合、だれが國のためにと一身を投げ出し國を守つてくれる者があろうかと心配され、國に陳情しようと呼び掛けられた結果、恩給欠格者運動が全国に展開されてきました。

算され、農業者、自営業者や民間会社に勤務する者には厚生年金や国民年金には通算されないのは一体なぜなのか、官民格差があり過ぎるのではないか。官民格差のは止まで叫ばれるようになりますでした。

三年以上外地勤務した者、内閣総理大臣の書状と銀杯、それに記念品。平成七年から、一年以上外地に勤務した者、内閣総理大臣の書状と銀杯。平成十二年から、一年以上内地で勤務した者、内閣総理大臣の書状のみ。ここに、三年以上のが間で挟まっております。平成十四年、やつと以上の資格を有資格で死亡されました方々に内閣総理大臣の書状のみ。一年以上内地で勤務した者、内閣総理大臣の書状のみ。

以上のような誠に慘めな恩典にみんなががつかりいたしました。

これが十年以上陳情した結果かと不満の声もありましたが、現在まで約五十五万人の人たちが申請され、内閣総理大臣の書状を受け取った人は約四十五万人ぐらいと聞いております。この人数にもまた問題があります。

該当事者の平均年齢は八十六歳と言われますだけ

に受け取りになられました後に死亡されました方も多くいらっしゃると推察されます。私自身の推察では、半分以上の方が死亡なされているんじゃないかと思つております。

生存している方々は、わずかの金品であつても、国の最後の恩典であろうと楽しみに首を長くして待つておられます。このたびの法案は、恩給欠格者、シベリア抑留者、引揚者と三者が含まれておりますだけに、多くの方々が一日も早い法案の成立を待ち望んでおられると思います。

立いたしております。参議院におきましても、先生方の御温情により、趣旨を御理解くださいまして、御審議の上、可決成立さしてくださいますようお願い申し上げます。

日本将来のためと無報酬で二十有余年お世話をくださつてゐる方々も、八十五歳以上の方々ばかりで、一番若い私も満八十三歳でございます。一名でも多くの方々に最後の恩典を一日も早く与えてくださいますよう、関係者一同に代わりまして伏してお願い申し上げます。

以上のとおり陳情申し上げます。

平成十八年十二月十四日、軍人軍属恩給欠格者
全国連盟、参考人元島和男、長崎県連合会長、八
十三歳。参議院総務委員会委員の皆様方へ。
以上でござります。よろしく御審議をお願いいたし
ます。

○委員長(山内俊夫君) ありがとうございます。

次に、有光参考人にお願いいたします。有光參
考人。

○参考人(有光健君) 今日はお招きをいただきま
してありがとうございます。

私自身は、一九五一年、サンフランシスコ講和条約の年に生まれておりまして、抑留当事者ではもちろんございませんが、この間ずっと多くの全国の元抑留者の方々と一緒に当時のことを勉強させていただき、そしていろいろな問題を提起をしてきていただいております。今日、傍聴席の方

にも同じ団体に所属をしておられる多数の元抑留者の方が来てくださつております。衆議院の総務委員会のやり取りも傍聴させていただきました。与党の方から主張されている、野党が提出をしている戦後強制抑留者特別給付金に反対をされたという理由が大きく二つございました。一つは、この法案は恩給欠格、引揚者との公平性に問題があるということ、二番目に、戦後処理に早く幕を引きたいという御主張がポイントであったかと思いますが、この点に重点を置きながらお話をさせていただきたいと思います。

このシベリア抑留というのは、お手元にカラーコピーが配られているかと思いますが、地図がございます。ユーラシア大陸、カムチャツカ半島から、いわゆるこのシベリアだけではなくて中央アジア、モンゴル、そしてモスクワ近郊、北極圏まで、大変広範な地域に、約六十万と言われておりますけれども、元日本軍の兵士、軍属、その中には若干民間人も含まれておりますけれども、が一九四五年の八月二十三日以降に移送され、そこで大変なシベリア三重苦という過酷な歴史を強いられたわけでございます。食料がない、

大変厳しい寒さ、そして過酷な労働という結果で、残念ながら約一割、六万人前後の方が亡くなられたということです。

でござります。シベリア抑留と恩給欠格と引揚げの問題というのはそれぞれ問題の次元と申しますが、筋が違うというふうに考えております。
まず第一に、シベリア抑留は、先ほども申し上げましたが、一九四五年八月二十三日に発せられたスターリンの秘密指令によつて始まつたことで

ござります。戦後の大事件であり、戦時中の様々な戦争被害や戦闘中の犠牲とは異なつております。

その結果、ぎりぎりのところで不公平感を持たれる方というのは、これは必ず出てまいります。例えばこの戦後強制抑留者特別給付金支給法案でも、二年と十一か月の方と三年の方との間では、一週間の差があつてもそこで金額的には大変大きな差が出てまいりますので、それをどうするかというレベルの問題と、その格差をもつて国際人道法違反の重大な人権侵害という範疇の問題と一緒に議論するということにはちょっと無理があると思います。国際人道法違反、国際法違反については時効もないわけでございまして、法的なレベル

も異なるということをまず申し上げておきたいと思います。
それから、シベリア抑留の場合は更にその労働の対価が支払われていないために、南方の捕虜との間で大きな差が生じたままになつております。これは明白な差別であるうかと思います。これに当事者の多くが大変大きな憤りを感じ、そして裁判にまでなつて、いまだに解決をしておりませ

は、労苦という言葉を使われます。労苦を伝え
る、労苦を心に刻むというふうによく表現されて
おりますが、何かまるで津波とか地震の被災者に
同情しているような印象を受けます。シベリア、
モンゴルの抑留者というのは、これは拉致あるいは
国家犯罪の被害者なわけですね。一九九三年に
来日をしたエリツィン大統領も全体主義の犯した
罪について謝罪するというふうに明確に述べてお
られますけれども、被害者側の日本の社会で、抑
留者は犯罪被害者であるという視点が、そういう
観点が非常に弱かったと思っております。もっと
もつと不正に怒り、冷静にその犯罪の全容を明ら
かにし、ただしていく必要があるのではないかと
いうふうに考えております。

被害者の被害回復に必要なことは、真相究明、

それから補償、救済あるいは社会復帰やりハビリ

の支援、責任者の処罰、再発防止、これは北朝鮮

の拉致の例でも全く同じでございますが、そのい

ずれを取つても極めて不十分、あるいは全く手付

かずでござります。基金を廃止することも、こ

ういった拉致被害対策と同じように、官邸がある

いは内閣府に一本化した対策室をきちんと新たに

設けていただきてしっかりと対応すべきであるとい

うふうに考えます。現状の厚生労働省、総務省、

外務省あるいは内閣府に、言ってみればたらい回

し、あるいは縦割り行政でばらばらでやっている

というふうな方式はやめていただきたいといふ

うに考えます。

三番目に、そもそもその真相究明がほとんどで

きていないということが大変大きなことでござい

ます。

全体で一体何人が拉致、抑留され、何人が亡くなつたのか、あるいはその後に北朝鮮に約、これ

は二万七千人とも言われておりますが、逆送されたのは本当は一体何人で、その中の何人の方が途中で亡くなつたのか、あるいはなぜこんな惨事が起きてしまつたのかというふうなことが、今現在も一万三千人の死亡者名簿がないというふうなことを含めて、その辺りの解説が情けないほどできています。

骨が保管されていますけれども、DNA鑑定にあ

と一体何年かかるのかという、実はそういうそ

先の見通しというのがこれだけにも見通せていない

い。ひたすらぼつりぼつりとロシア側から資料が

時々もたらされるのを待つていると、そういう状

態でございます。本気でやるには人も予算も不足

をしております。その辺りのことを是非改善をしていただきたいと思うわけでございます。

そういう意味でのこれらの問題についての積

極的な意思あるいは国家戦略というものがないん

ではないかということを、当事者、遺族は痛感を

しておまりまして、大変納得をできない。亡きがら

を現地に残したまま帰ってきた元抑留者も、戦友

や遺族の方々に本当に申し訳が立たないという気

持ちが大変強うございます。

そして四番目に、恩給欠格・引揚者の問題もし

かしながらきちんと再検討されるべきではないか

と思つております。そして、その中のそのバラ

ンス、公平性ということを言われるのであれば、

その際、併せて考慮しなければならないのは、例

えば中国残留邦人と日本国内の民間空襲被害者

らの問題です。またさらに、戦後補償あるいは援

護政策の中での旧軍人軍属と民間の戦争被害者、

いわゆるこの官民の格差の問題、それから旧軍人

軍属の中でも日本国籍所有者と殖民地出身外国

籍の被害者の間の格差の問題、そういうことに

ついても併せてお考えをいただきながらならな

いと思います。ほかの国のことを見りよく知らな

い、関係ないという言い方はちょっと暴論過ぎる

す。

時間になりましたので、また後ほどの質疑の中

で少し補足的に申し上げさせていただきます。

確かに八月九日、一方的に日ソ中立条約を破棄

し、怒濤のごとく満州になだれ込み、豊富な資源

を略奪し、挙げ句の果てには、ウラジオから日本

に帰すとだまして六十万名以上の方々をシベリア

は、労苦という言葉を使われます。労苦を伝え
る、労苦を心に刻むというふうによく表現されて
おりますが、何かまるで津波とか地震の被災者に
同情しているような印象を受けます。シベリア、
モンゴルの抑留者というのは、これは拉致あるいは
国家犯罪の被害者なわけですね。一九九三年に

お

り

い

こと

でござ

ります。

遣骨収集に関しては、あと何年やつたら終わるということになるのか、あるいは厚生労働省の四階にたくさんのお

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

の地でいかに苦しい生活を強いられたことを、これを見化さることなく事実を後世に伝えるのは今に生きる私たちの努めではないかと思うわけでございます。

現在、平和祈念事業特別基金では、慰藉事業の一環として関係者の労苦に対する国民の理解を深める事業を実施され、資料の収集及び展示・記録の作成・催物・調査研究などを行つておられます。基金解散後も是非これらの事業をやるべきだと思います。特に、シベリア抑留者の九割近くが上陸した京都府の舞鶴市では昭和六十三年に引揚記念館を開設し、毎年約十五万人近い方がその会館を訪れられておるわけでございます。舞鶴市では、基金が実施してこられた強制抑留や引揚体験者の労苦を語り継ぐ事業、資料収集、展示事業などを既に行つておるわけでございます。

私は、基金が解散に際して資本金の一部を配分し、積極的に取り組んでおられる地方自治体に基金事業を継続してやつてもらつたらどうかと、このように思つておるわけでございますけれども、それにつきましてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(有光健君) ただいま二之湯先生の方から御指摘、御提案のあつたこと、私も全く賛成でございまして、舞鶴の引揚記念館、私も、先月も先々月も行つてまいりました。あそこは建てるときには、やはりシベリアからの引揚者の歌手の三波春夫さんが全国でチャリティーコンサートをやつてくださつて三千万ほど集めて建てたわけでございます。そして、現在も、先生がおつしやつたよう年に間で十五万という、新宿の平和祈念事業特別基金の資料室よりもはるかにたくさんの方が全國から見えておられます。

そして、ところが、御承知のとおり、地方は大変財政難でございまして、自治体から非常に人件費程度しか出ておりません。国からは一銭も実費は入つてございません。あそこの記念館でも、展示スペースも非常にもう手狭になつておりますけれども、語り部の方をおられますけれども、

そういつた方の話を聞くようなセミナー室とか会議室、そういつたスペースもないわけでございます。それから、学芸員も置いておりませんで、資料が大変十分にまだ整理をしたりするということができておりません。

是非これは平和祈念事業特別基金、あるいはそれが廃止された後は総務省なりかかるべく政府の方からきちっとした形での支援が絶対に必要であるというふうに私もまた強く感じております。

○二之湯智君 最後に、元島参考人にもう一度お聞きしたいと思います。

南方からの引揚者が、わずかな日当ではあつて

われた。それに比べて、シベリア抑留者に対しても、日当プラス抑留日数で政府から補償金が支払

は一銭のこういう国家からの補償金もないという

こと、こういうことに対しまして、非常にシベリ

アというのは大変厳しい自然環境の下で生き延び

てきた方ばかりでございまして、余りにも日本政

府の対応が冷たいのではないかと、そういう気持

ちを持っておられるかどうか、それについて最後

お聞かせいただきたいと思います。

○参考人(元島和男君) 戦争に負けた国が昭和二

十八年に軍人恩給を復活させ、命懸けで戦つた人

たちに差を付けたこと自体に私は激しい憤りを感

じます。年数はいかんであろうとも、自分の身を

さしき、いつ敵弾に倒れるか分からぬ、本当に

戦々恐々とした気持ちちは年数の問題ではないと

思つております。それだけに、この軍人恩給をも

うな思いがありまして、もしその反応を聞いてい

らつしやいましたら、有光参考人にお伺いしたい

と思います。

○参考人(有光健君) 十万円の旅行券で幕を引き

たいということが一般に伝わりましたのは、ちよ

うど二年前なんですが、おととしの十二月の十四

日の読売新聞の朝刊が非常に大きな記事を出しま

して、それ以来、正直、抑留者の方々の間では大

騒動になつたわけですね。お手元に資料としてお

配りをしておきましたが、今日、傍聴席にも見え

ておられる全抑協の副会長の平塚さん、それから

全抑協の会長、衆議院の方の総務委員会で参考人

として陳述をされました寺内会長等の新聞等に投

稿された意見をお配りをしていただいていると思

います。正直、我々をばかにするなという声が非

常に強うございます。

今回、衆議院の方で特別給付金支給法案が否決

をされたということも翌日の朝刊でかなり大きくな

ったのであります。

それで、この結果を聞いて、元島参考人の方

が、元島参考人の方の意見を聞いて、元島参考人

いろんな方からお電話なりをちようだいしております。

例えば、今、先ほど御質問をいたしました三重県の湯先生も御存じの方かと思いますが、三重県の員弁町という町の町長をずっと十期お務めになつた太田嘉明さんという現在八十五歳の抑留者の方からもお電話ちようだいしまして、太田さんは、

被害者、被災者の方も来年の三月ですか、に提訴をされるということを聞いております。その日本との戦後補償、援護政策が旧軍人軍属、公務員に限定されておりまして、民間の被災者には被爆者に対する援護法以外は何もない。官に厚く、民に冷たいということを先ほど申し上げました。

ままでまだ幕を引くということにはならないんではないかというふうに考えております。
○円より子君 海外では、一九九九年以降にカナダ、イギリス、オランダ、ニュージーランド、ノルウェーなどが元捕虜に自国で支払を行つておりますよね。こうしたことを日本でもやるべきだと私もは思つていたんですが、今平均年齢八十五歳になられる元抑留者の方々に旅行券というのがどのような意味があるのかと思うんですね。金額の多寡ではなくて、国が過去の無作為を一言謝罪してほしいというのが皆様方の気持ちだと思うんです。

であつても、一日も早く平和祈念事業が持つておられます基金を取り崩していただきて、抑留者の皆さんにも引揚者の皆さんにも恩欠者の皆さんにも平等に分け合ってくださることを心から願つております。

そういう意味から、私はこの参考人として、衆議院で可決されましたこの法案を一日も早く参議院でも審議、可決していただきて、首を長くして待つております人たちに、一名でも多くの方々に分け与えていただきたいござります。

シベリアの問題は対ロシアとの問題がございます。この問題を考えますと、まだまだ期日を要すると思います。そのことを待つておったんでは、恩欠者もシベリア抑留者も引揚者もみんな対象者が亡くなってしまうおそれがあるのですから、一日も早くこの基金を取り崩して、シベリア抑留者の皆さん方にも十万円、恩欠者の皆さんにも、外地の方こは五万円、内地の方こ三万円、そして

引揚者の皆さんには銀杯を、その上、抑留者の皆さんには慰靈の碑を建立していただく、引揚者の皆さんにも慰靈碑を建立していただく。もうこの程度で私たちもお願いをやめなければ、戦後六十一年たつて経済大国と言われる日本がこのような

さまでいつまでもこの願いを続けるということは世界にも恥ずかしいことだとそう思つておりますので、どうぞひとつ、この基金の取崩しによつて、抑留者の皆さんにも恩欠者の皆さんにも、それから引揚者の皆さんにも一日も早く恩典を与えて、このままではござらぬことを願つておる次第であります。

でしたたがまでも、よって重ねてお願い申し上げるが如きでございます。以上でございます。

うにも言われております。
有光さん、先ほどの私の質問に對していかがで
しょうか。

(参考人有光参考人) 委員長(山内俊夫君) 恐れ入ります。指名を受けてから発言をお願いいたします。

参考人(有光健君) 先ほども申し上げました
が、十二月の一日に神戸地裁の判決が中国残留孤児の
元のケースで出ました。もうそれは記憶に新しいところでござりますけれども、あと東京大空襲の

だと思いますね。

ただ、この現在の与党の先生方の方からの御提案の中身では、残念ながらこれは解決にやつぱり至らないだろう。

今まで繰り返し、これはもう佐藤総理、中曾根総理、あるいは鈴木善幸総理も、これで戦後処理は終わりにするんだ、戦後は終わつたということを繰り返し宣言しておられます、まだこういう議論を続けなければならぬ。

で、当事者の方、どんどんどんどん高齢化して亡くなられているというのはそのとおりなので、早くしなきやいけないということでございますけれども、同時に、やっぱりきちんと解決をしなければいけない。そのきちんの部分をもう少ししっかり中身をつくつていただきたいというふうに強く希望いたします。

○元より子君 ありがとうございました。

○澤雄二君 公明党の澤雄二でございます。

今日は、お二人のお話を聞かせていただきまして、関係者がどういう思いで今までいらつしやつたかということが大変よく分かりました。どうもありがとうございました。

元島参考人にお話を伺いしたいというふうに思いました。

参考人が書かれたものを幾つか読ませていただきました。お父上を亡くされて、母上と幼い弟妹を養うために中国に渡られたと。召集をされて、戦後でシベリアに抑留をされたと。先ほどからもよく言われていますけれども、奴隸のような非常に非人道的な扱いを受けられたというお話を幾つか読ませていただいて、正に辛酸をなめられた歴史に対して、もう言葉がなくてただ深く頭を下げるだけでございました。本当に御苦労さまでしたと言えます。

○参考人(元島和男君) 私は、現在、平和祈念事務

藉事業をすることでこの問題が最終決着となるわけでございます。

先ほども少し一端述べられておられましたけれども、これまで長い間同じような体験をされた方たちのために頑張つてこられたないと、これで決着をするという今のお気持ちを少し聞かせていただけますか。

○参考人(元島和男君) 先ほどから申し上げますとおり、もつともっと補償、慰藉料をいたしましたが、この気持ちは持つておりますけれども、これ以上待つて対象の方々が亡くなつていくさまを見ます」というと、もうこれ以上の日は延期できません」とい、この気持ちは持つておりますけれども、これ

得したこの基金二百億ないし四百億、早く取り崩していただいて、シベリア抑留者の皆さん方にも引揚者の皆さん方にも恩給欠格者にも、不満足ではありますけれども、早く恩典を与えていただき

てあの世へ送つていただきたい。今までは成仏できない、そういうことを考えるもんですか

ら、不満足ではありますけれども、今回をもつてこの基金の問題は解決をしていただく、不満足ではありますけれどももうこれ以上は待てないとい

う気持ち一杯でございます。以上でございます。

○澤雄二君 この法案がいざれにしても通りますと慰藉事業が行われるわけでございますが、それ以外にも何か大事な仕事が残っているというふうに思っています。

参考人が書かれたものを幾つか読ませていただきました。お父上を亡くされて、母上と幼い弟妹を養うために中国に渡られたと。召集をされて、

泽雄二君 先ほどからも御協力をいたしました。いろいろな体験をされた、経験をされた、そういう歴史の証明のような資料がたくさんございまして、今資料館で展示をされていますが、そういう資料をどのように保存して、今後もそういうものを皆さまでござります。

泽雄二君 元島参考人に最後にお伺いをいたしました。

○参考人(元島和男君) 私は、現在、平和祈念事務が社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会の方に戦争体験の苦労話を聞き、それを平和の礎に収録するという仕事を受け持つさせていただいており

ます。

シベリアの方、中國大陸の方、南方、ビルマ、フィリピン、南方の島々、北方四島、そういう方々の苦労話を聞いております」と、我々シベリアも苦労が多かつたけれども、食うものも食わず、六十キロの体重が三十五キロぐらいにやせ、はいながら、出ない声でお母さんと呼んでそのまま死んでいった人たちがどれだけ多くおられましようか。五十人逃げ出したのに目的地に着いたのがわずか三名。みんなが食べるのもなく気力を失つて野たれ死にしてしまつた。もうこういふことは語りたくないと言ひながら、私の質問に

対して答えていただきました。聞きながら涙をぽろぼろ流し、それをテープに吹き込んで原稿を作っておりますが、原稿を書きながら、当時のそ

のさまを思い起こして涙がぽろぼろ流れるわけでございます。

そういう語つてくれる人たちも、みんな八十五以上の方々ばかりでございました。こういう苦労をされた方々にもつともっと多く補償をしていただきたいと思うけれども、いつまで生きるか分か

らないこの現状の中で、もう欲を言つておつたんでは、とてもともこの方々に最後の恩典をいただくことはできないんじゃないかな。欲はあるけれども、もうこれ以上日を延ばすことは許されない、そういう気持ちでございました。

シベリア抑留者の皆さん方の御苦労も分かります。それ以上に、南方の島々での皆さん方の苦労は、私自身の体験からしても、とてもとても追いかかれていたつてうその申請をしましょか、わずか書状を一枚もらうためにそんなうその申請はしませんよ

と言つて、涙を流して私たちに抗議をなさいま

す。ごもつともなことだと思います。

行つてみて、証拠書類はないですか、こう言いますと、涙を流しながら遺族の方々が、うちのお父さんが兵隊に行かないものの何で兵隊に行つたつてうその申請をしましょか、わずか書状を一枚もらうためにそんなうその申請はしませんよ

と言つて、涙を流して私たちに抗議をなさいま

す。ごもつともなことだと思います。

泽雄二君 元島参考人に最後にお伺いをいたしました。

○参考人(元島和男君) 私は、現在、平和祈念事務が社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会の方に戦争体験の苦労話を聞き、それを平和の礎に収録するという仕事を受け持つさせていただいており

うことをおつしやつていましたね。恩給欠格者やその遺族が平和祈念事業の感謝状を申請をして申

請が認められないケースが多いことがあるというのも、軍隊に在籍した資料が十分にないとして、申

請が認められない場合でございます。

この実態についてもう少しお話を聞かせていただけますか。

○参考人(元島和男君) 私たちは、先ほど申し上げましたように、五十五万人が申請して、総理大臣の書状をもらつた方々が四十五万人、その間の十万という数字は一体何を物語るものであるかと

いうことでござります。

私は自身も、鹿児島県、熊本県、佐賀県、長崎県、申請はしたけれども、何年たつても何の音さ

たがない、我々は一体どうなつておるのか、そういうことをおつしやる方もおいでございました

が、本部の方からもう一回再検討してくれという

ことで、今申し上げましたように、鹿児島県の方、熊本県の方、佐賀県の方、長崎県の方を調べましたところが、申請した県に関係書類がないと

いうことと、もう五十年、六十年たつてある今日、本人がその証拠になる品物を持つておられる

い、そういうことのために、申請はしたけれどもそのままの状態に置き去りになつておるというこ

とでござります。

方はわざか何名しかいないんです。その三十何名の方々はそのまま置き去りでございます。こういふことを許されていいものでしょうか。だが一度うその申請までして紙切れ一枚の書状をもらおうとするんでしようか。私は、申請された方々の真心を認めていたたいて、こういう方々にも早く、書状一枚でもよろしいから差し上げて、遺族の方々に安心してもらいたい、そう思うものでございます。主人も、もう国は、国のやり方はこれいかぬ、もう日本の國を愛そうとか、日本の國のために頑張れとかとは言わぬ、もう自分たちだけで結構だ。そう言つて死んでいきましたよといふことでござります。

それからもう一つ。遺族の方々に書状を渡すと

いうことになつております。私は、第一議員会館の会議室で宮下会長に涙を流してお願いをいたしました。平成元年九月一日までに一生懸命にこの運動をされた方々が、亡くなつた方には何の恩典

もないんですか、余りにも国は冷たいじやございませんかということをお願いをいたしました。遺族の方々にも書状が申請すれば渡るようになります。

したけれども、残念ながら、時既に遅し、平成十四年度にはほとんどの奥様方も亡くなつてしまつて

ます。私の島原でも、百五十三名おつた遺族の方が、平成十四年に申請されたのはわずか三十二名でござります。あとはみんな亡くなつてしまつて

おられます。

家族の方に、お父さん、お母さんに代わつて申請をしなさい、こう言ひますと、もう元島さん、結構ですと、もう父も母も国を恨んで、もう二度

とお國のためと命をささげるようなことはする

な、そう言い残して死んでいきました、もう私どももそういうものは要りません、そういう家族の声を聞きました。わざか、たつた一名が、長男さ

んが申請をなさいました。恐らく全国的にも遺族の方々の申請はわざかだろうと、二、三万だろうと思つております。それだけもうみんなが亡くなつてしまつておるんですよ。

亡くなるときには何と言つて死んだか、それが問

限りでございました。

シベリア抑留の中で確かに苦しいこともございましたが、ドイツの捕虜が示してくれたお年寄りを大事にすること、家庭を持つて常に家庭のことを考え日本赤十字から渡されたはがき一枚、日本人はこんなのもらつたつてこれが故郷に行くもんか、破り捨てる者もおります。ドイツの捕虜は一枚くれないかと。あんたもらつたじやないか。あれはお父さんに、あなたの一枚はお母さん、あなたの一枚は兄弟に、ただ元気でおるということを伝えるからもらえないかと、そう言つて彼らは日本人が捨てるはがきをもらって家庭に送つておりました。そういうドイツ人のきちっとしたお年寄りを敬う、家庭を思う気持ち、私たちはしっかりと学び取つてきました。

今回のシベリア抑留は私とりましては本当につらい苦しいことではございましたけれども、これほど金で買えない貴重な体験を味わわしていただいたということ、この体験を生かして日本のためにとって、引き揚げた三日目から青年団活動を起こしてお年寄りを大切にする、次の時代を背負う子供たちをというわけで青少年の教育に手を染めて五十二年になります。亡くなられた遺族のお世話を五十二年いたしております。社会を明るくする運動も五十二年いたしております。保護司を務めさせて四十三年、たくさんの問題少年を抱えて立派に更生させていただきました。それはシベリアで得た耐え難きを忍え忍び難きを忍んだ結果が元島という人間をつくってくれたんだと、本当に貴重な体験であつたということをしつかりと胸に抱き締めて毎日社会奉仕の一端に微力を尽くさせていただいております。以上でございます。

○吉川春子君 ありがとうございます。

有光参考人にお伺いします。一九九一年に日ソ協定で抑留者問題を解決することになりましたけれども、身元の確認は進んでいないと聞きます。全抑協の方では名簿のその確認もかなりおやりになつていると聞いておりますけれども、その辺の

事情と、もう一つ、シベリア抑留というのはジュネーブ協定、捕虜の協定に違反しているのではないかと思いますが、その二点についてお伺いいたします。

○参考人(有光健君) お答え申し上げます。
今、死亡者名簿ですが、これが最初はずつと旧ソ連側は我が国には抑留者はいないというふうなことを主張していたわけですが、一九九一年、ペレストロイカの後、ゴルバチョフの時代になつてからあの名簿が届くようになりました。現在まで厚生労働省の方に約四万七千人ほどの名簿が届いているわけですけれども、これもまあ一度に全部ということではなくて少しづつ、八回ぐらいに分かれて届いております。

全抑協の方でも整理をしておりますが、新潟にお住まいの、もう現在八十歳を超えておられますのが、村山常雄さんという元抑留者の方が御自身で、この方七十歳になつてから御自分でパソコンを覚えられて、その厚生労働省が持つていて以外の名簿も御自分で全部入力をされて、現在ホームページで四万八千人を超える名簿を公開をしておられます。今年、吉川英治文化賞を受賞されました。厚生労働省にある名簿というの全部片仮名の名簿なんですね。ロシアの方から来たデータを置き換えただけのものですが、村山さんは御自身で、それではぱつと見てどこのだれかよく分からぬわけで、一生懸命それを漢字に変換する作業をされて御自身のホームページで全部公表しています。ですから、今いろんな問い合わせがありましたが、厚生労働省の資料室に聞くよりもどうも精度が高い、しかも早いという状態です。

そのことで厚生労働省の方に私どももずっとこの間申入れをしてまいりまして、厚生労働省の方でもようやくその名簿を、現在、資料室にある名簿をインターネットで公表するということで、今までいろいろな戦後補償の要求に根拠を与えてしまったんだというものがどうも政府の本音のように思えてならない、こんなふうに思いますけれども。しかしながら、中国残留孤児を始め日本国民また外国人からの様々な戦後補償の要求に根拠を与えてしまったというものがどうも政府の本音のように思えていなせなか、こういうふうに書かれておりま

でございます。

それからもう一点は、ジュネーブ条約違反のことにつきましては、これは日本政府も公式に認めているところだと思いますので、もうはつきりし思っています。

○吉川春子君 終わります。

○又市征治君 社民党的又市です。

先ほど来の元島さん、本当に辛苦に満ちた重い歴史の証言の一端、心にしみる思いで聞いておきました。私どもも野党三党で野党案出しているわけありますが、お話を聞くにつれて本当に是非とも与党の皆さんにも、むしろこうした悲痛な叫びを上げておいでになる抑留経験者の皆さんにこたえる道というのは、むしろ私たちが提起していることを是非しっかりと酌んでいただく、野党案を成立させていただくことはないかと、こんなふうに、先ほど来確信を持つてお聞きをしておつたところであります。

そこで、お二方に少しずつ御質問をさせていただきますが、まず有光さんにお伺いをいたしますけれども、大変、シベリア抑留者問題、長い間御奔走いただいておりまして、これには敬意を表したいと思います。

そこで、今も出ておりましたが、労働証明書の問題ですけれども、全国抑留者補償協議会の副会長塙さんのお名前で、昨年二月、朝日新聞に掲載された投書に、近年ロシア政府によって労働証明書も発行されるようになつてきた、しかし日本政府がかたくなに支払いを拒否するのはいつたいなせなか、こういうふうに書かれておりました。

とにかく補償はしたくない、一つ突破口ができるれば、中国残留孤児を始め日本国民また外国人からの様々な戦後補償の要求に根拠を与えてしまったんだというものが政府の見解でしたので、それじゃということで、全抑協が自分たちで直接、当時のソ連政府と交渉して労働証明書を持ってまいりました。裁判所の方も、結局その労働証明書が届きましたのが東京高裁で裁判をやつていつつ審をした後でしたので、実際の証拠としてそれが活用されることはないかたんですが、最近になつて、二年ほど前から日本政府も、その労働証明書については、以前は、それは民間団体が勝手に持つてきただもので、外交ルートを通じて入手したのではないから公式なものではないという言い方は認めるようになりました。

有光さんに質問するのは本当は筋違いかもしませんけれども、日本政府がどうしてこの労働証明書による支払さえも認めないのか、考えておられるところございましたらお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(有光健君) お答え申し上げます。
恐らく、先生今御指摘のとおりなんだらうと思います。

シベリア抑留につきまして、先ほど私も冒頭申し上げましたけれども、他の旧日本軍人、兵士の労苦というものの違いということは、これは、それこそガダルカナルでも、インパールでも、雲南でも、レイテでも、あるいはニューギニアでも、そして今話題になつております硫黄島でも、もう本当にたくさんの方が大変な犠牲を払つたということでは同じなんですが、つまるところ、抑留中の賃金、労働したことに対する対価が支払われていないということが決定的に違うわけでございます。それで、ですから、先ほどよつと申し上げました、私が昨日電話で話をした太田嘉明さんなんかも、南方の方々も同じように支払われていません。それでも、我々、何もこんなことを言うつもりは全くないと。やっぱり、その差が物すごく違うわけですね。

それで、労働証明書がないから支払われなかつたんだというものが政府の見解でしたので、それじゃということで、全抑協が自分たちで直接、当

結局、ただ、それを認めてしまって、先生おつしやるよう、ほかに問題が広がってしまうということを懸念しているんだろうというふうに私も思いますけれども、しかし、先ほど元島さんが、もうそれほど無理を申し上げるつもりはないと言つてしまましたが、ドイツが、ドイツの捕虜といふのは大体これ、ソ連だけじゃなくてアメリカとかイギリスとかカナダにもおりましたけれども、大体百七十万人なんですね。そのドイツの捕虜に対して、一人当たり八十万円ぐらいの支払を、これは一九六九年に法律を改正しましたが、最初の法案というのは一九五四年に戦争捕虜者補償法というのができておりまして、これが総額で一千七十五億円ほど、日本円にしてですね、支給をしております。今回、四百億を全部国庫に返済、いつたんお返しをした上で支給をしたとして、これ、三百九十億くらいというのが野党案の推定値でござりますけれども、それほどの額を今日本国が支給できない、それがそんなに無理なことなのかという気が非常にいたします。

○又市征治君 ありがとうございました。

続いてもう一度有光さんにお伺いしますが、今年六月の朝日新聞への投書の中で、死亡者は六万人を超えたと見られるという一般的な推計と、これとは別に、ソ連支配下の中国東北部や北朝鮮の収容所での死者も含めると計九万人を超すと推定するロシアの研究者もいるというふうにお書きになつていますね。

實際、中央アジアの旧ソ連圏諸国を訪れて、抑留者だった日本人元兵士に会つたという話も聞きます。いわゆるシベリア以外に一体どのくらいの広がりを持って抑留されていたのかなど、死亡九万人というのと六万人とのこの差の部分、この人たちについてもう少しお知りになつてることを説明いただけますか。

も国境というレベルではなくて、当時、旧ソ連軍が展開をしていた地域で収容されていますので、したがって、この六万と九万の差というのは、ソビエト社会主义共和国連邦内に連れていかれた抑留者の数でいうと六万、しかし、実際に当時、朝鮮半島の北部、それから旧満州、中国東北部、そしてモンゴルもそうですが、すべてソ連軍の管轄になりましたので、それらを全部含めると推定で九万というふうに主張している研究者もいます。

十九万九千四百円、大将に至つては八百三十三万四千円、こういう、年々ベースアップされまして、多額の金をおもらいになつておられます。これはもちろん計算上ではこの数字のようにはならないとは思いますが、わざか十日、一日目らしいだけでも全くもらえない人たち、そして、わずか総理大臣の書状、銀杯、記念品、これだけはで済まされておるわけでございまして、本当に金懸けで戦つた者の値段がこんなに差があるのか、これは恩欠者みんなが考へてゐることだと思います。

てくださいました。先般、第一議員会館で偶然福島みずほ党首とお会いしまして、実は福島先生がこんなことをおっしゃいましたよ、今日はそういう人たちの集まりでございますということも申し上げたわけございます。

私たちには、やはり法律でございますから、法律に従わなきや、法治国家ですから従わなきやなりませんが、何としても、この軍人恩給をもらう人との差が余りにも懸け離れておりますためにこのような運動を起こし、二十数年間、無料奉仕でみんなが一生懸命日本の将来を考えて頑張つたわけでございます。今回も、実は民主党政の方から出されておる法案も分からんではないんですが、何としてもその期間がない。たとえ参議院で皆さん方が可決されて公布されましても、もう一段階になるまでは四月の一日以降になります。その間に何万人の方々が亡くなつてしまふか分からんんです。もうその日その日が待ち切れないんです。

そういうことから、欲はありますけれども、も

○又市治正君 ありがとうございました。
そこで、元島参考人にお伺いをいたしますが、
先ほど来、抑留の経験の大変きつい、つらい中身
をお話しいただきましたけれども、この配付され
た陳情書の中にお書きになっていますけれども、
兵役年数十二年に足らずの一言で國の恩恵を何ら
受けることができませんでしたと、この点は私自身も毎年恩給法改定の審議の際には問題だとう
ことをずつと提起をしてきたところではございま
す。年数イコール軍隊の階級でもありますから、
職業軍人に厚く、虫けら扱いにされた召集兵に
は非常に薄い、こういう格好になつてゐるんで
が、この給与や恩給の体系がそのままシベリア抑
留者にまで反映をさせられているという実態にあ
ると思うんです。

んが、今の段階で日本の力がロシアに対してそれだけのこととを言い得るのでしょうか考えますといふと、情けないことはござりますけれども、当然にはされない、そう思い、一杯でございます。

かつて昭和五十七年、私たちが九段会館で総会を開いたときに、自民党から渡辺秀央先生、社会党から渡部行雄先生がおいでになつて、激励の言葉を下さいました。総会が済んで、私たちは社会党の石橋政嗣委員長のところにお礼に参りました。そのとき、石橋委員長さんはこんなにおしゃいました。皆さん御苦労さんでした、長い間大変でしたね、国が命令した以上は国がそれだけの償いをしてくれるのは当然のことではないですか、社会党としては、今日渡部行雄君が激励しましたとおり全面的に応援しますよ、残念ながら野党の方々ではその力がない、与党の自民党的皆さん方にお願いしなさい、しりをたたいてください、そして一日も早く皆さん方の償いができるようになってください、そう言って石橋委員長は激励をしてください

う欲ばかり言つておつて犠牲者を多く出すよりは、今基金の取り崩しで早く抑留者の皆さんに十万円、そして慰靈碑の建立、恩欠者に、外地は五万円、内地は三万円、差は付けてもらいたくはありませんけれども、だけれども、世論を考えますとこれもやむを得ないことであろうか、それならしようがない、それでもいい、そして引揚者の皆さん方に銀杯と慰靈碑の建立を早くやつていたがなければ、もうそうそう待つてばかりおれない、そういう実情でございます。

不満でござります。おつしやるとおり、確かに不満でござりますけれども、もうやむを得ない時期に来ておるということをお知りいただければ有り難いと思います。よろしくお願ひいたします。

○又市征治君 時間が参りましたから終わります。

○長谷川憲正君 国民新党の長谷川憲正と申します。

今日お話を伺つておりますて、日本の戦後は終

○参考人(有光健君)お答え申し上げます。
どれくらいの広がりかということにつきましては、お手元にお配りしておりますこのカラーの地図を見ていただければ分かると思います。必ずし

○参考人(元島和男君) 現在、旧軍人仮定俸給年額、平成十七年四月一日、この表を見ますと、一

そして一日も早く皆さん方の償いができるようにしてください、そう言って石橋委員長は激励をし

す。
今日お話を伺つております、日本の戦後は終

○長谷川憲正君　国民新党の長谷川憲正と申します。

ル
す。

—

わっていなないなという感を深くいたしました。これは国家の責任において、一日も早くけじめを付けなければいけないと痛感をした次第でござります。

そこで、お二人にお尋ねをさせていただきますが、最初に有光さんにお伺いをしたいと思います。

今日お話をうかがって、心から感謝いたしました。先ほどお話をずっと伺つておられました場合に、先ほどからのお話をずっと伺つておられますと、まだまだ今後ともやらなければならぬことがありますと、いろいろあると。名簿の整理にいたしましても、遺骨の収集にいたしましても、慰靈事業をしてもらひたいというふうに思つておりますけれども、

れども、その中心となります推進母体がなくなってしまうような感があるわけです。もちろん、今この基金の運営についていろいろ批判があつて、役人の天下りの場ではないかとか、非常に皆様方閑係者が不満を持つておられるということはよく承知をしておりますが、これがなくなつて、政府そのものの手に今後のやるべきことがすべてゆだねられるという格好になつたときに、今後に関してうまくいくというふうにお思いでしようか。それとも、ほつておいたらうまいかないからこうすべきであるというような御意見がありましたら承りたいと思います。

やはり内閣府あるいは官邸にやつぱりかかるべき一本化した窓口をつくっていただきかないと、この平和祈念事業特別基金というのは慰藉、慰靈の部分だけでございますので、今までこのシベリア抑留に関して政府に何かお願いをするというときに、必ず厚生労働省、外務省、それから総務省、そして内閣府と、四省庁を別々に回らなければいけない。もう毎年そういう申入れはやっておりましたが、もう八十を超えた年配の役員と一緒ににつづ

をつきながらタクシーで回るんですけどそれども、それだけでも大変なことですね。そして、実態としてその四省庁間の連携がほとんど取れておりませんので、本当にこれは時間の無駄でございます。
もう一つ申し上げたいのは、この平和祈念事業特別基金ができましたのが一九八八年でございまして、それがども、お手元に、私のレジュメの二枚目に国会の動きについての簡単な年表を付けておきました。この平和祈念事業特別基金で無理があるということは、先ほど三つの問題を同時に扱うという、同じ土俵で扱うというところに一つはその重大な困難な点があつたということは申し上げましたけれども、一九八八年というのは、先ほど申し上げたペレストロイカの始まるまだ前なんですね。名簿につきまして、それからこのシベリア抑留がどういうメカニズムで行われたのか、その基点となるのは一九四五六年八月二十五日のスターリンの秘密指令だつたわけですけれども、そうしたものがあつたということは分かったのも、これは一九九三年にこれも読売新聞が一面でスクープしましてばつと出まして、抑留者のほとんどはなぜ自分たちがああいつた目に遭わなきやならなかつたか、それまでははつきりしなかつたんですが、ようやくそのとき、ああそういうことだったのかということが分かつたのが一九九三年なんですね。

経歴を拝見をいたしましたが、戦争に行かれる前には郵便局に勤務をしておられたということがあります。書いてあります、私の個人的なことでございまですが、父親も兄も郵便局で仕事をしておりましたものですから、特別の親しみを感じてお話を今日伺つておりました。また、おじがインパールで戦死をしておりますので、先ほど来のお話、身にしみでお伺いをした次第でございます。今日午後、法案の審議が行われますので、お伺いしたこととは午後の審議、これはもちろんほかの委員の皆様御同様のお考えだと思いますけれども、しっかりと二点をきざしておきたいと思想しております。

金を取り崩していくだけで、シベリア抑留者の皆さんに、恩欠者の皆さんに、それから引揚者の皆さんに、残った現在の生存者に分け与えて、感謝の気持ちを表してくださいませんか。これは本当にもう日本人として、党派を超えて、人間としてお考えいただいて協力賜りますよう心からお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

○長谷川憲正君 ありがとうございます。

参考人のお二人が長い間戦争で多大の犠牲を払われた同胞の皆さんのために働いてこられたことに心から敬意を表して、質問を終わりたいと思います。

○委員長(山内俊夫君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。
参考人の皆様に一言御礼を申し上げます。
本日は貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)
午後一時まで休憩いたします。

午後一時開會

○委員長(山内俊夫君) ただいまから総務委員会を再開いたします。

本日、円より子君が委員を辞任され、その補欠として松下新平君が選任されました。

○委員長(山内俊夫君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

法律の廃止等に関する法律案（第百六十三回国会衆議院第一号）、戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案（参第一号）及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案（参第三号）、以上三案の審査のため、本日の委員会に内閣府大臣官房審議官竹澤正典

明君、総務大臣官房審議官綱木雅敏君、外務大臣官房審議官木寺昌人君、外務大臣官房審議官荒井和夫君を弘司君及び厚生労働大臣官房審議官荒井和夫君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山内俊夫君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山内俊夫君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第百六十三回国衆第二号)、戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(参第二号)及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(参第三号)、以上三案の審査のため、本日の委員会に独立行政法人平和祈念事業特別基金理事長増田弘君を参考人として出席を求めて存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山内俊夫君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山内俊夫君) 休憩前に引き続き、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第百六十三回国衆第二号)、戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(参第三号)及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(参第三号)、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

○小野清子君 自由民主党の小野清子でございます。

本日は、与党法案を提出された先生方に對して御質問をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。まず最初に、この法案を御提出なすつたのは、

さきの大戦におきまして筆舌に尽くし難い御苦労をされた関係者の方々を心からお慰めをしたいと、いう厚いお気持ち、そして戦後六十年を経過し、そういうことを総合勘案されてのことと承知をいたしておりますけれども、そこには並々ならぬ思ふべきだと思います。

○衆議院議員(宮路和明君) 今回の法案は、いわゆる戦後の強制抑留者、そして恩給欠格者、そして引揚者、こういった方々に改めて國としての慰藉の念を表そつと、表する、そういう事業をやろうということで今回の法案提出に至つたわけありますけれども、小野先生御案内のように、この戦後の處理の問題は本当に長い歴史を持つておるわけであります、それまで幾多のそれこそ変遷を経ながら今日に至つてあるということです。

政府としては、政府・与党としては、戦後処理問題、これまでのその段階その段階に応じて戦後処理というものをを行つてきたことは御承知のとおりであります、恩給制度による各種の措置、また恩給の対象とならない軍属、準軍属に対しても、援護法に基づく各種のまた措置を講じてきておるわけであります、この恩欠者、そしてシベリア抑留者並びに引揚者の皆さんからは、平和祈念事業特別基金によります慰藉の事業をこれまでもやつてしまひましたけれども、なおそういうふうにあります。

皆さん方から、だんだんと御高齢になるに従い、もう要請がもう長年にわたつて続いてきたわけあります。

そこで、我々としても、どうやつてこれにお報いする、こたえる措置がとれるかということでいろいろな検討をやつたわけであります、御承知のように、昭和五十九年にこの平和祈念事業特別基金を設置するその背景となりました戦後処理問題について、やはり基金が解散をするということになれば、現在の我が国の厳しい財政状況なども踏まえますと、出資金のすべてを国庫に返すというのが

これは政府の要請を受けて、当懇談会、水上達三さんを座長として学識経験者などによってできた懇談会であります。

二年半に及ぶ検討をこの戦後処理問題について重ねる中で、当懇談会は、恩給欠格者問題、戦後強制抑留者問題及び在外財産問題を中心に種々の観点から慎重かつ公平に検討を行つてきましたけれども、もはやこれ以上國において措置すべきものはないとの結論に至らざるを得なかつたと、しかしながら、この際戦後処理問題に最終的に終止符を打つために、当懇談会としては、今次大戦における国民の尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念する意味において、政府において相当額を出資し、事業を行つた

ことには心から敬意を表する次第でござりますけれども、やはり議員が政治的リーダーシップを取つて、それを遺憾なく發揮してここまでに来られたということについては、改めて敬意を表せしやることは本当に考えられることだと思いま

す。

○小野清子君 ありがとうございました。

戦後処理の問題というのは、今お話をありますように、慎重に、公平に行われなければなりませんし、また、それぞれのお立場によって非常に奥が深いと申しましようか、この提案された内容でも十分ではないというお考えの方々もいらっしゃることは本当に考えられることだと思いま

す。

要するに、非常に難しい問題をこれまで政府と数回のいろいろの交渉を重ねていただいたということには心から敬意を表する次第でござりますけれども、やはり議員が政治的リーダーシップを取つて、それを遺憾なく發揮してここまでに来られたということについては、改めて敬意を表せしやることは本当に考えられることだと思いま

す。

そこで、その結論として政府・与党で合意を見ましたのが、去年の八月の四日だったと思いますが、法案を提出させていただいた現在の姿のもの、これが政府・与党として合意を見て、そして国会に提案するに至つたと、こういうことであります。

そこで、その間、与党としましても、団体の皆さんの中のいろんな御意見をお聞かせいただきながら、また与党のいろんな議員の皆さんの中の意見をお聞かせいたしました。その中身において、関係者におかれては、一部まだこれではという、そういう御意見もあることは古も承知でありますけれども、我々としては、これをもつて大方の関係者の御理解が得られる、そういうことができるんではなか

ろうかと、このように考えている次第であります。

戦後処理の問題というのは、今お話をありますように、慎重に、公平に行われなければなりませんし、また、それぞれのお立場によって非常に奥が深いと申しましようか、この提案された内容でも十分ではないというお考えの方々もいらっ

しゃることは本当に考えられることだと思いま

す。

そこで、我々としても、どうやつてこれにお報いする、こたえる措置がとれるかということでいろいろな検討をやつたわけであります、御承知のように、昭和五十九年にこの平和祈念事業特別基金を設置するその背景となりました戦後処理問題について、やはり基金が解散をするということになれば、現在の我が国の厳しい財政状況なども踏まえますと、出資金のすべてを国庫に返すというのが

私はこういつた声につきましては、その気持ちは十分に理解できるものと思つておりますが、その一方で、基金の資本金は金額が國からの出資金であり、そもそもは運用益を事業に必要な財源に充てるために出資されたものであり、したがつて、やはり基金が解散をするということになれば、現在の我が国が厳しい財政状況なども踏まえますと、出資金のすべてを国庫に返すというのが

す。筋ではないかと、こういう声も一方ではございま

こういう相反する意見が両方にあるわけでござりますけれども、関係方面と相當議論を重ねられて、本日ここに、本当に難しい判断を迫られたと 思いますけれども、最終的にこのような結論に至られたという、この辺りを具体的に少々説明をしていただきたいと思います。

勉強していただいでおるようございまして、あえて私の方からお答えすることもないんではない

○小野清子君　ありがとうございました。
我が国が置かれている厳しい財政事情があることはいえ、やはり関係者の方々のお声に対しても何とかおこたえをしていただきたいという先生たちのお気持ちも十分に承知いたしましたし、こういう難しい状況の中で苦悩された末にぎりぎりの御決断をされたものと承知をいたしております。同じく国政を預かる者の一員といったしましては、その御尽力に対しましては大変心から敬意を表するところでございます。

さらに具体的に、例えば本当に何とか感謝ある

とになりますので、その中で多くの方の御意見も伺いながら具体的な内容を決めていこうということになりますけれども、現在想定しておりますのは、恩給欠格者、戦後強制抑留者並びに引揚者の皆様のうち生存者の方々に対し、申請期間内に申請のあつた方に対しまして慰労の品を支給するということをございまして、恩給欠格者の皆様のうち外地等勤務経験を有して、かつ在職年が加算年を含めて三年以上の方、また実在職年が一年以上の方に対しては五万円相当の物。恩給欠格者のうち、外地等勤務経験を有しないけれども在職年が加算年を含めて三年以上の方、また実在職年が一年以上の方に対しては三万円相当の物と。戦後強制抑留者の皆様には十万円相当の物、引揚者の皆様に対しては銀杯ということでございますけれども

に留意をして、バランスの取れた内容、事業に関する問題で是非ともお気持ちを割いていただきますように、細やかな御配慮を心からお願ひをしたいと思ひます。

最後に、基金が解散した後のことについて御質問をさせていただきたいと思います。

戦後強制抑留者の方々からは、現在の慰靈事業などについては基金が解散した後は国が責任を持つて継続してほしい、そのような声もあると聞いております。この点につきましては、私といたしましても是非その声にこたえてあげていただきたい、そのように考えておりますけれども、最後に先生方の力強いお答えをちょうだいして、関係者の皆様を安心していただけるよう思いますので、その辺の御検討をよろしくお願ひいたします。

この三つのグループの皆さんの方の慰藉の事業にすべてをこれを充てるというような、そういう考え方の方も我々としては当初取りまとめをいたしたことございます。

しかしながら、また御指摘のように、一方ではこれは政府のものであると、元々、この事業が基金の運用益によって慰藉の事業をやるという本来の建前からすると、この事業が終わつた暁には、これは政府に当然返つていくものではないかといふようなそういう指摘も、これは政府を始め関係の方面から多々寄せられたわけでありますて、確か

に両方に、そういう意味ではこの言い分に耳を傾けるべきところはあるわけでありまして、そこでのいろいろと我々としても検討を重ねる中で、基金の運用益に加えて、これまでも運用益で足らざるところは一般会計からもかなりの部分を基金の方へ交付してもらつて、補助金あるいは交付金とかで、そして事業を実際運営してきてると、そういう姿もあるわけでござります。

しては二百億円程度の規模の事業として新しい事業を起こしてはどうかと。こういうことで、政

○小野清子君　ありがとうございました。

我が国が置かれている厳しい財政事情があることはいえ、やはり関係者の方々のお声に対しても何かおこたえをしていただきたいという先生たちのお気持ちも十分に承知いたしましたし、こういう難しい状況の中で苦悩された末にぎりぎりの御決断をされたものと承知をいたしております。同じく国政を預かる者の一員といたしましては、その御尽力に対しましては大変心から敬意を表するところでございます。

さらに具体的に、例えば本当に何とか感謝あるいは慰藉の気持ちを示したいということで、今回特に祈念事業を実施するということでござります。また、関係者の方々は既に御年齢が平均八十四歳くらい今までうならっているかと承知をしておりますけれども、そういうことから、事業の内容につきましては、できる限り関係者のお気持ちに立つた、お気持ちを酌んだそういう形で行っていただきたいと、そのように考えるわけです。

そこで、衆議院の方でも議論になつたようございます。関係者の方々に贈呈いたします慰労品に関しましては、例えは旅行券だけに限定せず、などということでございますけれども、例えはおみ足の悪い方に旅行券差し上げてもそれは何の意味もありませんし、また、体の悪い方がお一人ではとても旅行できないというときに、じゃ御一緒なさる方はどうするのだろうかとか、いろいろとなれば考へるところもございますけれども、どういうふうに、どんなものを、どうお考えなのか、その辺をお聞かせをいただきたいと思います。

○衆議院議員(宮下一郎君)　先生の申されたとおり、この慰藉事業につきましては、この慰藉の気持ちをどう表すかということでいろいろな考え方をしてきたわけでございますけれども、もう一度確認の意味で申し上げますと、今後はその具体的な内容について基金の業務方法書で決められるこ

とになりますので、その中で多くの方の御意見も伺ながら具体的な内容を決めていこうということになりますけれども、現在想定しておりますのは、恩給欠格者、戦後強制抑留者並びに引揚者の皆様のうち生存者の方々に対し、申請期間内に申請のあつた方に対しまして慰労の品を支給するということをございまして、恩給欠格者の皆様のうち、外地等勤務経験を有しないけれども在職年が加算年を含めて三年以上の方、また在職年が一年以上の方に対しては五万円相当の物。恩給欠格者のうち、外地等勤務経験を有しないけれども在職年が一年以上の方に対しては三万円相当の物と。戦後強制抑留者の皆様には十万円相当の物、引揚者の皆様に対するは銀杯ということをございますけれども。

それぞれこの旅行券等ということで審議の中で申し上げておりますのは、先生御心配のように、必ずしも旅行券に限ることはないんではないか、例えば食事をするために使っていただけるような券にするとか、ないしは、中にはそういったものではなくて、しっかり取つておいて身近に置いておける何か記念になる品の方が有り難いというような御意見もあることを伺っておりますので、そうしたことを総合的に勘案いたしまして、幾つかのメニューの中からお選びいただけるようなどういったことを考えていくこうということでございました。

に留意をして、バランスの取れた内容、事業に関する意見として是非ともお気持ちを割いていただきたいと思います。細やかな御配慮を心からお願いをしたいと思います。

最後に、基金が解散した後のことについて御質問をさせていただきたいと思います。

戦後強制抑留者の方々からは、現在の慰霊事業などについては基金が解散した後は国が責任を持つて継続してほしい、そのような声もあると聞いております。この点につきましては、私といたしましても是非その声にこたえてあげていただきたい、そのように考えておりますけれども、最後に先生方の力強いお答えをちょうだいして、関係者の皆様を安心していただけるように思いますので、その辺の御検討をよろしくお願いいたします。

○衆議院議員(宮路和明君) 今、小野先生のお話にもありましたように、新しい慰藉の事業を終えた暁には基金の方は解散するということになつておるわけでありますが、それ以後の取扱いについて、例えば慰靈事業だとか、あるいは今基金がやつておりますシベリア抑留者やあるいは恩欠者の方々にかかるその貴重な資料や展示の保管だとか、それを続けていくこと等、いろんな問題を引き続き、いろんな事項を引き続きやっていくてもらいたいと、こういう声も強いわけでありますので、慰靈事業につきましては、戦後抑留者のためであるいはまた引揚者のために千鳥ヶ淵に立派な慰靈碑を建立するということも計画をいたしておりますので、ありますし、また、これまで行われてきておりますその追悼の事業だとかいったものにつきましても、総務省の一般会計において予算をしつかりと計上してこれを引き続き実施していくといったようなこと、それからまた、資料の保管、展示といったことについても、必要に応じてこれをしつかりとやっていこうというような心積もりでありますので、またどうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

誠にありがとうございました。今後とも引き続きまして関係者のお力になつてあげていただきたいということを重ねてお願ひを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○芝博一君 民主党・新緑風会の芝博一であります。

今年も間もなく十二月の二十六日を迎えることになります。これは、雪降る舞鶴港にシベリアから最後の引揚げ船であります興安丸が入港したのが一九五六年十二月二十六日と、まさしく半世紀、五十年がたつわけであります。私も一昨年の秋、この舞鶴港にあります引揚記念館の見学に行つてまいりました。そこには、旧ソ連やモンゴルの五十七万人以上の人々の運行された歴史と、そして、過酷な気象条件、寒さの中での労働であつたり、飢えであつたりする実態が生々しく展示をされておりました。正に長期間の抑留による強制労働のその実態を目の当たりにしてきたわけであります。資料であつたり当時の品々であつたり、さらには写真や模型に至るまで、まさしく私の胸を締め付け、涙があふれる思いでもありました。その中で、朝からの参考人質疑等々でも議論をされておりますけれども、我が国の戦後処理、すなわちこれの最終決着は付いていないと私は考えております。

そんな中で、南方へ行かれた方々、南方の地域で捕虜になつた方々の国からの捕虜期間中の労働賃金の支払については、これは國の方から支払われております。十分ではなかつたといいながら、國の慰藉の念や誠意がある意味では表されていると受け取つております。しかし、このシベリアで抑留をされた方々、この人たちの補償問題は未解決のままである。なぜ、この南方地方で捕虜になつた方々とシベリアの抑留をされた方々とで、同じ日本の國でありながら、そして同じ日本人でありながら、國民でありながら、同様のように扱われないのか、そのことに大変疑惑と不満と怒りも持つてゐる立場として、私は、シベリアで抑留

をされた皆さん方は、まさしくこの国の慰藉であつたり誠意を見せてほしいと、そんな思いを持つて今日まで運動してきたんだろうと、こう思ふ次第であります。

そこで、私からは、野党三党が提出をしております戦後強制抑留者特別給付金支給法案及び平和祈念事業特別基金廃止法案について発議者に質問

何より大きな違いは、野党案には特別給付金制度が与党度が設けられています。特別給付金制度が与党案と野党案ではあるかないか、その有無が大きな違いだろうと、こう認識をしておりますけれども、その発想の違いはどこから出てきているんでしょう、そのお考えと、また、野党案が優れていくと思います。

○委員以外の議員（谷博之君） 今、芝委員の御指摘のところによると、戦後金制度留者の

外は二つで、もう一つは現角をさせたいがございました。
そこで、野党案の特別給付金法案でありますけれども、特別給付金の金額について今も少しお述べをいただきました。戦後強制抑留者の帰国時期に応じて五段階の区分を設けられております。その五段階に分けた区分の趣旨、それは何だつたのでしょうか。それが一点。もう一点は、今も御答弁いただきたい。ございましたら、金額が三十万円から

○委員以外の議員（谷博之君） お答えいたしました。
す。
二百万円と区分されております。その根拠は何だつたのでしようか。一つお答えをいたたきたい
と思います。

いわゆる五段階の区分をしたというその理由は、抑留期間の長短によつて、長い短いによつて戦後強制抑留の方々の御労苦にも差があると考えました。すなわち、強制抑留の時間が長ければ長いほどその御労苦は大きかつたと、このように考えておりまして、そのような差異をしたがつて設けた次第であります。

また、金額が三十万円から二百万円まで、こういうことについてのその根拠は何だと、こういうことですが、この支給額の差につきましては、他の見舞金的な性格を有する給付金の立法例、具体的には戦没者等の妻に対する特別給付金支給法などの、こういう他の立法例などを参考にしながら、そしてまた支給対象者の人数や、そしてまた所要財源や戦後強制抑留者の皆様方からの御要望等を総合的に勘案をさしていくだしまして、それぞれの戦後強制抑留者の帰国時期に応じてその支

にそれを配付するという、こういうことを定めた法案だというふうに私たちは認識をしておりました。

野党案の内容につきましては、この基金を廃止するだけではなくて、戦後強制抑留の方々が受けた特別な苦労、労苦を慰藉するために国が直接特別給付金を支払うこととしておりまして、そのために基金法廃止法案と特別給付金支給法案の二つの法案を提出している次第でございます。

○芝博一君 野党案で二つの法律を出されている意義、よく理解をさせていただきました。

そこで、野党案と与党案の違いについてお尋ねをしたいと、こう思います。

て三十万円から二百万円までの段階を設けた形で、強制抑留期間、すなわち強制労働させられた期間の长短によって、長い短いによって特別給付金を支給することにいたしているわけであります。それを国が直接給付することで国としてのできる限りの誠意を示すことができる、このように考えております。

また、与党案につきましては、非効率的な運営によって大変今無駄遣いが指摘をされ、この状態が二十年も続けてきた基金に対して引き続き慰藉事業の仕事をさせることとしておりますが、この点においても関係者の理解を得られないのではないか、このような考え方をいたしておりますところです。

長いほどその御労苦は大きかつたと、このように考えておりまして、そのような差異をしたがつて設けた次第であります。

また、金額が三十万円から二百万円まで、こういうことについてのその根拠は何だと、こういうことですが、この支給額の差につきましては、他の見舞金的な性格を有する給付金の立法例、具体的には戦没者等の妻に対する特別給付金支給法などの、こういう他の立法例などを参考にしながら、そしてまた支給対象者の人數や、そしてまた所要財源や戦後強制抑留者の皆様方からの御要望等を総合的に勘案をさしていくだしまして、それ等の戦後強制抑留者の帰国時期に応じてその支

給額を設定したものでございます。

○芝博一君 今のお発議者の御答弁の中で、五段階に分けておるのは当然ながら抑留の期間の長短がある、その差に応じて、ある意味では比例してとういう、このようなお考えの下、さらには、三十万から二百万という金額の設定については十分ではないけれども、しかし他の法との絡み、関係、そして資金の問題等々踏まえて、ある意味では残念だけれども妥当といいましょうか、十分ではないけれどもそんな設定をさせていただきたい、そんなお考えをお聞かせをいただきました。

いずれにいたしましても、大切なことは、私は、抑留者の皆さん方の現状を踏まえて誠意を見せていただきたい、そんな思いでございまます。それで、引き続いて次の質問をさせていただきたく思いますけれども、野党の特別給付金法案では、その附則の第三条において、国は、特別給付金の支給対象者以外のものに係る強制抑留の実態について総合的に調査を行うとともに、その結果を踏まえつゝ、それらの者その他の関係者について労苦に報いる等のための方法に関し検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずると、こう規定になつております。

そこで、具体的にはどのよつた調査や措置を検討、構想されているんでしょうか。お考えのことがありましたらお述べをいただきたいと思いますし、また、この検討項目はどのような趣旨、思いでもつて設けられたのかもお尋ねをしたいと思います。

○委員以外の議員(谷博之君) まず、戦後強制抑留された者であつて日本の国籍がない者、その他特別給付金支給対象者以外の者についてでありますけれども、これは、戦後強制抑留者のうち朝鮮や台湾出身者や戦後米国市民権を得た元日本人、あるいはまた抑留されたまま現地で亡くなられた方々、帰国後から現在までに亡くなられた

方々などを指しております。あわせて、旧満州、そして樺太、北朝鮮、千島列島等において戦後強制抑留をされたと証言される方々についても調査

これらの方々の強制抑留の実態について総合的な調査を行つて、その実態の把握が終わり次第、日本国籍のない抑留者や遺族等の方々について、その労苦に報いる等のための方策について検討を加えて必要な措置を講ずるものとする、そういう趣旨でございます。

御案内とのおり、まずシベリアに強制抑留された人数が正確には確定されておりません。五十六万人とも、あるいはもう少し多くて六十五万人とも、いろいろ言われておりますが、そのうち現地

で亡くなつた数、人たちは五万五千人、このように私たちはお聞き及びをいたしていりますけれども、このうち約四万人の現名簿しかありません。さらに、そのうち収集

された御遺骨はわずか一万六千五百七十七柱といふことであります。したがつて、ロシア政府の協力を得ながらも、残り一万数千人の名簿の発掘に取り組むと同時に、収集した御遺骨の身元特定作業も進めていく必要があるというふうに考えております。

例えば、現在、遺骨のDNA鑑定、これは墓地に埋葬記録がある方の御遺族にしか鑑定申請案内を通知しておりませんので、名簿のない一万数千名の方の御遺族については名簿が出てこない限り

DNA鑑定ができないという、こういう状況になつております。しかし、当時の状況を考えてもつて設けられたのかもお尋ねをしたいと思います。

○委員以外の議員(谷博之君) まず、戦後強制抑留された者であつて日本の国籍がない者、その他特別給付金支給対象者以外の者についてでありますけれども、これは、戦後強制抑留者のうち朝鮮や台湾出身者や戦後米国市民権を得た元日本人、あるいはまた抑留されたまま現地で亡くなられた方々、帰国後から現在までに亡くなられた

そして、身元の特定を進めることで、厚生労働省の四階にあります身元不明の御遺骨の安置所、あるいは千鳥ヶ淵に眠る同様の身元不明の御遺族にも安住の地を見付けてさしあげることができます。

これらの方々の強制抑留の実態について総合的な調査を行つて、その実態の把握が終わり次第、日本国籍のない抑留者や遺族等の方々について、その労苦に報いる等のための方策について検討を加えて必要な措置を講ずるものとする、そういう趣旨でございます。

御案内のとおり、まずシベリアに強制抑留された人、このように私たちはお聞き及びをいたしていりますけれども、このうち約四万人の現名簿しかありません。さらに、そのうち収集

された御遺骨はわずか一万六千五百七十七柱といふことであります。したがつて、ロシア政府の協力を得ながらも、残り一万数千人の名簿の発掘に取り組むと同時に、収集した御遺骨の身元特定作業も進めていく必要があるというふうに考えております。

○芝博一君 確かに、シベリアに抑留された皆さんは、このようないいことを考へておられるわけではありませんけれども、このうち約四万人の現名簿しかありません。さらに、そのうち収集

された御遺骨はわずか一万六千五百七十七柱といふことであります。したがつて、ロシア政府の協力を得ながらも、残り一万数千人の名簿の発掘に取り組むと同時に、収集した御遺骨の身元特定作業も進めていく必要があるというふうに考えております。

基金はこれまで二十年間近く、関係者に対し遺品とか様々な記録集などを送つてくださいという品とで呼び掛けまいりました。その結果として、基金事務局によりますと、基金が設立された

一九八八年以來今日まで、整理の済んだ昨年度までに集まつた資料は、手記やはがきなどの個人の記録集、そういうものが約一万二百点、公文書類が約千五百件、軍装備品類等が約六百件、千人針

や寄せ書きなどの個人の持ち物が約九百件など、合計約三万八千点に及んでいると、このように言われております。そこで、これらを散逸すること

なく国の責任で保存管理をして展示して、後世にこの悲惨な史実を伝えていくことが関係者の強い要望だというふうに聞いております。

しかし、私どもの方で独自に問い合わせをしてみると、既存の公的機関、例えば国立国会図書館や公文書館では、それぞれ理由があつてこれは引き継ぐことが困難だ、こういうふうな見解が出ております。その部分の名譽の回復といいましょうか人権の回復の部分についても、もつともつと取り組まなければならぬだろう。残された多くの課題があることも事実であります。

○芝博一君 確かに、野党案の基金廃止法では、国は、基金が保管する関係者の労苦に関する資料が、基金の廃止後も適切に保存されるよう必要な措置を講ずることとされております。これを特に規定され、あえて規定されたその趣旨、立法趣旨はどうあるんでしようか。お尋ねをいたします。

○委員以外の議員(谷博之君) これは、御指摘のとおり、衆議院の野党案ではなかつたところでありまして、参議院の我々野党案の独自性の一つの内容であるというふうに私たち理解をしております。この附則の第二条第二項に、平和祈念事業特別基金がこれまで収集した資料の適切な保存について、国が必要な措置を講ずることを明記いたしております。

基盤はこれまで二十年間近く、関係者に対し遺品とか様々な記録集などを送つてくださいという品とで呼び掛けまいりました。その結果として、基金事務局によりますと、基金が設立された一九八八年以來今日まで、整理の済んだ昨年度までに集まつた資料は、手記やはがきなどの個人の記録集、そういうものが約一万二百点、公文書類が約千五百件、軍装備品類等が約六百件、千人針や寄せ書きなどの個人の持ち物が約九百件など、合計約三万八千点に及んでいると、このように言

難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられ、また、それにもかかわらず当該強制労働に対する対価の支払を受けていないこと等の特別の事情にかんがみ、あわせてそれらの者が本邦に帰還した後の状況等についても考慮し、戦後強制抑留者の苦労を慰藉するための特別給付金の支給に関し必要な事項を規定するものとして、この趣旨として詳しく述べられておりま

す。

私は、正に野党の法案の本来の意味するところはこの趣旨にあるんだろう、そんな思いを持つ一人でもあります。

そこで、発議者として、またシベリアに抑留をされていた皆さん方の思いとして、その思いがこもっている趣旨、この部分を中心に、改めて発議者の方の思いを、この法案に懸ける思いをまとめさせていただきたいと思います。

○委員以外の議員(谷博之君) この点については先ほども若干触れさせていただきましたけれども、平均年齢が八十五歳という大変高齢の当事者の皆様にとってます何よりも必要なことは、その名譽の回復だ、とうふうに私は思っております。衆議院の委員会の中で参考人質疑として、参考人として出席をされた、今日もあの傍聴席にお見えになつておりますが、全国抑留者補償協議会の寺内会長が次のような發言をされております。奴隸労働をしたという記録を作つてあの世に旅立ちたくない、こういふうな言葉に表れておりますように、これは大変な重みのある言葉だ、とうふうに私は受け止めております。

私どものこの野党案では、この未払賃金の補償をするという願いに不十分ながらも最低限こたえることのできる内容になつてゐるんではないか、こういふうに自負をしておりまして、この点につきましては、是非、与党委員の皆さんにもこの点は御理解をいただきたいと、このように考えております。

そして、重ねてこの場であえて御發言をさせていただきたいのですが、今年の夏私の

ところに新潟県の佐渡市の元抑留者の方から電話がございました、死ぬ前にシベリア抑留当时お世話をやつた上官に是非一度会いたい、そして一度お礼を言うために今自分は必死になつて搜しているけれどもその方が分からぬ、こういふうな相談がございました。この方も厚生労働省に相談をしましたところ、個人情報の保護だ、といつて正に一切の情報を出してくれずに壁にぶつかつたと、こういふうなケースがございました。

私どもは、厚生労働省を説得したり、あるいは全国の各地の地元の新聞社を通じてこの内容を実PRをさせていただきました。そして、その結果、ついに福岡県でお元気で生活をされておられる九十歳の方が分かりまして、この小隊長を通じてこの佐渡の方が面会をし、地元のテレビ、マスコミも全部入つて涙の再会をした、こういふうなこともございました。

正に、そういうことを考えますと、まだ関係者の方々にとつては戦後は終わっていない、こういふうな思いだと思つております。そういう中で、与党側の十円の旅行券という話もございましたけれども、私は、このいわゆる世界史上に残るシベリア問題をこういう形で終わらせていいのかな、こういいう思いがございまして、野党案のような提出になつた次第であります。

更に申し上げれば、ここでこのような形でこの問題にけりを付けてしまうと、今後、我が国の対ロ外交、ロシアとの外交の中でもどういうことになるんだろうか。決してこれ、プラスにはならないような気がしてなりません。むしろ、野党案でございました。

どうぞ、國の立場での法案成立ではないに、やはりこのままシベリア抑留に現実に遭われた皆さん方のその思いを酌み取つた形で、是非とも、与党の皆さん方に大きな大きな広い温かい心で御支援をいただくこと、御理解をいただくことを最後にお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせさせていただきます。

○谷屋正義君 民主党・新綠風雲の谷屋正義でございます。

今、野党案に対して同僚の芝委員の方から御質問をさせていただきました。私の方からは、与党事実をつくることができると思うんですね。

そういうふうな中で、いずれにしてもこのシベリア・モンゴル抑留問題に対する国の方策、体制の基本が極めてあいまいで、先ほども出ておりましたが、総務省と厚生労働省と外務省とそして内閣府のこの四省府にまたがつて、平均八十五歳の元抑留者の方々が政府に要請する際にも、先ほど有光参考人からお話をありましたように、つづきながら、大変御不自由をされながら、これら全部の省庁を別々に要請をして歩いているとお話しになつた上官に是非一度会いたい、そして一度お礼を言うために今自分は必死になつて搜しているけれどもその方が分からぬ、こういふうな件を残さないまま、私たちはしつかりこの体制をもう一回見直していく必要があるだろうというふうに思つております。

そして、最後になりますけれども、そのしわ寄せを強制抑留の被害者である当事者の方々が受けたと、こういふうに想つておられますけれども、そのしわ寄せを強制抑留の被害者である当事者の方々が受けたということがこのシベリア抑留問題について日本での戦後の歩みに大きな影を落とし続けてきたと、こういふうに想わざるを得ません。

以上、遅きに失しておりますけれども、生存する当事者の方々がおられる間に何とかできるだけのことをきつちりとしよう、そういう意味を込めて本法案を私たちには提出をさせていただきました。

どうか、長くなりましたが、芝委員の今御質問をいたしましたが、その御質問の内容を私たちは踏まえながら、この法案を何としても成立をさせるための努力をしていきたいというふうに考えております。

○芝博一君 発議者の皆さん方の熱い思いを聞かせていただきました。

どうぞ、國の立場での法案成立ではないに、やはりこのままシベリア抑留に現実に遭われた皆さん方のその思いを酌み取つた形で、是非とも、与党の皆さん方に大きな大きな広い温かい心で御支援をいただくこと、御理解をいただくことを最後にお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせさせていただきます。

また、衆議院の参考人質疑、衆議院でのこの議案について審議が行われたときの参考人質疑では、与党側の招致があつた、まあ与党側の要求からの参考人であります相沢英之さんの発言の中に、野党案に賛成したいけれどもという異例の陳述をしました上で、与党案にある十円でなく二十万円にしてほしい、旅行券なんといいましても受けない人もありますし、やはりお金で配つた方がいいと率直な思いも込められた要望が出されたところであります。

そういう中で、今回の与党案の十円の旅行券について、やはり不評であるというふうに思つますが、

この部分について、与党案の発議者の方から答弁をいただきたいと思います。

○衆議院議員(宮路和明君) まず、私ども、与党案におきまして新たな慰藉事業を行うその内容として慰労の品の支給と、こういうことでありますが、その慰労の品の具体的な中身としては、今御

指摘のあつた旅行券を中心としつつ、旅行にどうしてもお体の関係で出掛けることができないといつた方については、例えば食事券といったようなものもこれは支給することが可能となるようになります。具体的な事業の中身は、これから基金の業務方法書等におきましてその方々にふさわしいものとなりますよう対応していくたいと、このよう与党としては考えておるところであります。

それから、相沢先生も現金のことについてさきの衆議院における委員会においてお触れになつたわけであります。が、率直に申して、私どもも当初は交付国債をもつて慰藉の品としようということになりましたが、これは衆議院の法制局とも相談したんであります。が、現金及びこれと同等の品ということにしておられた場合は、これは現存しておられる方、生存しておられる方のみならず、既に恩給欠格者あるいは抑留者が亡くなつた方については遺族がいらっしゃるわけでありますけれども、その遺族を排除する、対象として、ということはこれは財産権の問題から憲法上もこれは無理があるんでないかという指摘を法制局からも受けまして、それで、生存者に限つてお使いになることができる、使うことができる品ということになりますと、旅行券とかあるいは今申し上げたような、場合によつちや食事券とかそういうものとする、そういう慰労の品とするということがやっぱりこれは法律上も適當であろうというようなことになりますして、こういうような慰労の品ということにさしていただいたわけであります。

ちなみに、かつてこの平和祈念事業特別基金創設の際に、シベリア抑留者に対しまして慰労金といふものを出したことがあります。これは十万

円の交付国債でありました。交付国債。これは本人のみならず遺族に対しても同様に支給をせざるを得なかつたと、こういうことになつておるわけであります。

○那谷屋正義君 どうも合点というか納得ができる部分が非常に多いなというふうに思います
が、このいわゆる十万円の旅行券ですけれども、
要するに旅行社に、旅行券発券の旅行会社に持つ
て行くわけですよね、最終的には。そうすると、
どうも今回の措置が、最大のその受益者というも
のが、苦労された抑留者というよりも、結果的に
は旅行券発券の旅行会社にそのことが行き着いて
しまうなという懸念も払拭できないわけでありま
して、だれのための措置なのかというふうに言わ
ざるを得ない、そんなふうに考へておるところで
あります。

また、戦後処理問題につきまして、この間、何
度か終結宣言をされてきました。特に戦後処理問

題懇談会というのが一九八四年十二月二十一日に、これ以上国において措置すべきものはないというふうにしながら、政府出資の特別基金の創設を提唱する報告をされました。そして、この提唱に沿つて、八八年度内に平和祈念事業特別基金設置に伴う与党・政府の第二回の合意が交わされた、そして今回が三回目の与党・政府合意であります。

とその対症療法的な形でこう出されてきて、そして、それで何となく戦後はもうこれで終わりだ。先ほど、もうこれ今回が最後だというような話も午前中の中にありましたけれども、私はこういうような状況ではまだまだ終わるというふうな形にはならないんではないかというふうに思うわけで、逆に言つたならば、これから先もいわゆる第四回といふうな形のものが出てきやしないかと。本当はそれが望ましいというふうに私も思つていません。

先ほどもいろいろお話を出ていましたように、もう高齢でありますから、そういう意味では、早く

このことについて決着をしていかなければいけないというふうに思うわけでありますけれども、このような形ではまた第四回目の合意というものの可能性が出てくるのではないかというふうに思つてますが、総務大臣、その辺について御意見をいただきたいと思います。

○國務大臣（菅義偉君） 与党案は、戦後六十余年を経過し、関係者の方々が御高齢になつてゐることを踏まえて、改めてこの慰藉の念を示した上で基金を解散するというものであつて、いわゆる戦後処理三問題について関係者個々人を対象とする事業は今回が最後とするものと承知をいたしております。総務省といったしましては、このようないくつかの考え方を受け止めてまいりたいと思つております。

○那谷屋正義君 どうも今の答弁のされ方の様子を見ますと、何となくまだこれからもありそうな、そんな雰囲気もなきにしもあらずのようないくつかの考え方を受け止めてまいりたいと思つております。

感じでござりますので、やはりこの問題は、もう
ちょうど戦後六十年を過ぎて、そして対象となる
方々が高齢であるということ、そうしたことの中
で、これは与野党問わず急がなければならぬもの
のであるということはきっと承知をされるんだろ
うと思うんですけれども。しかし、その終止符の
打ち方あるいは誠意の見せ方等々について、やは
り与党案ではなかなかそのことを、シベリア抑留
者の方たちにはそのことの理解が得られないなど

いうことをあえてまた指摘せざるを得ないなどということを申し上げておきたいと思います。

一九九二年に、ロシア政府は労働証明書の発給を開始しました。これはちょうど基金設立後四年でありますけれども、ロシア政府の労働証明書の発給について政府は、労働証明書をロシア政府が抑留者個人の要請に基づいて発給したことは承知しているが、発給するか否かは抑留国側の問題であり、それに基づいて抑留者の所属国である我が国が労働賃金を支払う国際法上の義務を負うことではないという、こういう答弁をされているわけであります。

ロシア政府の労働証明書の発給をもつて我が国
が国際法上の義務を負うことは仮にないとして
も、日ソ共同宣言による相互の請求権放棄によつ
て国家の外交的保護権の発動を不可能にしたとい
うのはそもそも日本国政府の判断、責任において
であつたわけであります。東ドイツと統一する前
の西ドイツが、帰国した自國捕虜全員に支払つた
補償金措置の教訓にもやはり学ぶべきところが本
當はあるんではないか。この補償金と同じ性格を
有する野党案にある特別給付金の在り方がいわゆ
る戦争への反省、贖罪の意味も込められた民主主
家における世界標準でもあるというふうに思いま
す。

国家補償ではなく、あくまで慰藉であるとの政
府の立場を百歩譲つて認めたとしても、シベリア
抑留者にかかるる労働賃金の一定期合は日本政
府が支払う責務を負うべきだというふうに思つわ
けであります、これが世間に通じる常識ではな
い。

いかというふうに思うんですけれども、いかがで
しようか。
○内閣官房副長官(鈴木政二君) 那谷屋先生にお
答えを申し上げます。
実は私自身も、もう三十何年前でしたが、小さ
な町の市会議員をさせていた、だいたいときに、偶然
先輩にシベリア抑留者の議員さんがお見えになり
まして、しょっちゅうこのシベリアの抑留のお話
を十分承つた。本当に極寒の地で全く食料も不足
されて過酷な労働をしたという話を本当に痛いほ
ど聞かさせていただきおりました。正に筆舌に
尽くし難い御苦労をされたということは、私も心
痛む一人でございます。
しかしながら、既に政府としては、民間有識者
による公正な検討の場として、御存じのように戦
後処理問題懇談会を設置しまして、この懇談会に
おける二年半に及ぶ、あらゆる面から、議論の結
果として、もはや国において措置すべきものがな
いとの報告を受けているところでございます。
しかしながら、同報告においては、同時に関係
者に対し衷心から慰藉の念を示すことが必要であ

るとの提言もなされておりました。政府としては、この提言を受けて平和祈念事業特別基金を設立し、シベリア抑留者に対して慰藉の念を示す事業を推進してきましたとございます。

○那谷屋正義君 今、戦後処理問題懇談会のお話がございましたけれども、そして二年半にわたつて協議が行われ、その報告を受けてというふうに言われているわけですが、しかし、この懇談会は国家行政組織法第八条の審議会等とは異なり、担当大臣が有識者の参集を求めて開催した行政運営上の会合にすぎないわけでありまして、その報告書は合議機関としての意思が公の権威を持つて表明されたものではないわけであります。これまで政府は、懇談会報告書に基づいて決めたという説明を今も繰り返されているわけですけれども、政策判断の根拠を報告書に求めること自体がちょっとボタンの掛け違えではなかつたのかなというふうに思つてございます。

懇談会や平和祈念事業特別基金が実際に役立つ、つまりはリアルな機能として作用してこなかつたことは大変残念であると言わざるを得ません。ソ連、ロシア側から死亡者名簿や情報がもたらされ、一九四五年八月二十三日のスターリンの秘密指令の存在などが分かつたのは、ペレストロイカが始まつた一九九一年以降のことになります。それまでは、シベリア抑留の本当の理由やそのメカニズムもよく分からなかつた。にもかかわらず、そのずっと前に出された一九八四年の懇談会報告書や一九八八年制定の平和祈念事業特別基金法にしがみついて、終わりだ終わりだといふうに言つるのは全く筋が通らないんではないかといふうに思つてあります。また、届いていない一万三千人の死亡者名簿あるいはシベリア等からないことだけであります。

本来ならば、シベリア抑留者対策に関しては、成果に基づく実効ある措置を講じていくことを最優先の政策選択とする必要があつたというふうに

思ひます。要は、特別基金発足の時点からすれば、ペレストロイカ、それが起因となつたソ連邦崩壊以降の現在との間で状況が大きく変わつております。徹底的な真相究明をロシア側に強く要求するべきなのに、冷淡な対応に終始してしまつては到底理解できません。

例えば、一体、日本の抑留者の強制労働によつてソ連の戦後経済の復興にどれほどの寄与、貢献がなされたのか。試算をする気になればきっと驚くほどの値となつて算出されるはずではないかと。私も、この夏、モンゴルへODAの関係で行つてまいりましたけれども、そこで、やはり抑留者の方々が労働し、それはもう本当にしばらくの間を作つて今のモンゴルの人たちの生活に役立つてゐるというふうなことを見たときに、しかしながら、まだその言つてみれば対価といいますか、そうした労働の部分について何の措置もされていないというお話を聞いたときに、本当に何をやつてゐるんだろうかという思いを強くしたところであります。

現在においても、この抑留者や死亡者の数さえ確定できない状況であるという、こういう状況では、やはりるべきことをしつかりやらなまんま、ひたすら、もうこれで終わり、幕引きを叫ぶ行為とはとても言ひ難いものではないでしよう。○那谷屋正義君 いずれにしましても、これも先ほど来から議論になつておりますけれども、先の長い、中期的、長期的なというふうな話にはもう既にならないわけでありまして、やはりそういう意味ではできるだけ早期にこうした戦後の処理をしつかりともう終えるそういうシステムといいますか、そういう取組が必要ではないかといふうに思ひますので、是非その分についてはよろしくお願いしたいと思います。

一九九七年に、シベリア強制労働補償請求事件とすることで最高裁の判決が出されました。労働賃金を支払うための立法措置が講じられていないことは違憲とまでは言えないという趣旨の結論がありました。同時に、シベリア抑留者の心情には

そもそも、労働賃金の支払に立法措置は不可欠なことではありません。これは、南方地域帰還者に対する支払が関係庁の判断に基づく一時的な行政措置として行われたことからも明らかであります。政府は、最高裁判所の見解を真摯に受け止め、シベリア抑留者に対する南北方域帰還者と同様の行政措置をとるべきではないであります。

私は理解し難いところでありますけれども、それについては困難な諸事情が仮にあるとしているところではあります。そこで、この報告を踏まえて設立された平和祈念事業特別基金を通じて、総務省においていろんな事業が推進されてきたところであります。

これら問題を始めとしまして個々の戦後処理問題については、従来より関係府省が各々の所掌に従つて処理をしてきたところでございます。この

関係府省というのは、やっぱり個々の案件に歴史的な経緯もありますので、そういう処理を行つたところであります。今後とも処理問題につい

ては、所掌が明らかでない事案が出てきた場合には、私ども内閣官房がこれを明らかにするなど内閣官房の総合調整の下で、関係府省間での連携を密にして適切に対応したいと考えております。

○内閣官房副長官(鈴木政二君)

今、冒頭の方に御指摘の最高裁判決では、國に補償の義務はない

とされていることは私ども承知しております。しかししながら、政府としては、シベリアの強制抑留者がいろんな大変な体験をさせられたことを踏まえまして、戦後処理問題懇談会の報告を受けて、その労苦を後世の国民に語り継ぎ、関係者に対する衷心から慰藉の念を示すこと目的とする平和祈念事業特別基金を設立し、慰藉事業を推進してきただころでございます。その形でまた今後も進みたいと思つております。

○那谷屋正義君 慰藉というものの表し方はそれ

ぞあるのかなというふうにも思うわけでありますけれども、しかし、先ほど冒頭申し上げましたように、今回の与党案では到底それは納得ができないという声が非常に多くあるわけであります

す。ただ、内閣総理大臣任命、国会同意人事の委員会で構成される、調査機関も附属した、まあ仮称でありますけれども、戦後処理問題審議会のようないました。同時に、シベリア抑留者の心情には

たときながら、是非うちの案のやっぱり優れていた

たときながら、是非そのところをもう一度野党案を見ていくべきではないかといふふうな形では、是非そのところをもう一度野党案を見ています

なくて、これもやっぱり可及的速やかな対応が必要でありますけれども、何らかの戦後処理を、も

う六十年たつているわけです。
先ほどからお話を出しているように、六十年たつてもまだ戦後が終わつてないといふ、そういう発言もありました。それは、やはり日本という国が次へ次へ前に進んでいく上では、そうしたことをいつまでも引きずつっていることは決していいことではないといふふうに思いますので、やはりそこはきつとはつきりと決着を付けていく。そのための努力、そして誠意が政治に今求められてることを申し上げまして、私の質問、少しいつもより早いんですが、終わらせていただきたいと願います。

今日は、与党案の提出発議者の議員の皆様に質問をさせていただきます。

最初に、今なぜこの法案を提出されるのかといふことでございます。戦後六十年の節目、これは去年提出されましたので、節目ということもあるでしよう。行革の視点もあると思います。また対象になつておられる方たちが高齢で、もう後がない、早く手を打たなければという視点もあるかと思いますが、改めて、今この法案をなぜ提出されるのか、最初に御説明をいただけですか。

○衆議院議員(宮路和明君) いわゆる戦後処理の三問題、恩給欠格者、シベリア抑留者、そして引揚者、この三問題につきましては、委員御指摘のように、幾多の変遷を経ながら、これまで長きにわたつてその解決が求められてきたわけであります。そして、去年法案を出したときは正に戦後六年を経過したときでありますて、そしてまた、先ほど来いろいろお話をりますように、関係者の方々も平均年齢八十四、五歳となられて大変御高齢で、もう余命幾ばくもないというような状況にも立ち至つておるわけでありますて、こうしたことを見ていますときに、この時点での問題に最終決着を図るべきだというのが我々与党の基本的な考え方であります。

そして同時に、この方々に対する慰藉の事業を行つております平和祈念特別基金のこの基金について

ございましたように、天下りの問題あり、あるいはまた事業内容の割に大変広いスペースを使った事務所の運営が行われて無駄ではないかといった声が各方面から、関係者の皆さん方からもそういう声が強く寄せられておつたわけあります。

したがって、今回、新たな慰藉事業を行うに当たつて四百億の基金の一部を取り崩してこれを行うと同時に、この特別祈念事業が終わつた暁には、これはもう基金は解散ということが行革の観点からもこれは求められておるなという、そういうことで与党としてそうした方針を決定して法案を出していただくに至つたと、こういうことであります。

○澤雄二君 次の質問は、先ほど那谷屋委員が御質問されたのと同じことでございますけれども、だれが見ても、どうして旅行券なのと。那谷屋委員も言われたように、御高齢でもう旅もできない方もいらっしゃる。はるかに現金の方が使い勝手がいい、現金なら孫にも何か買ってあげる、だったら現金の方がいいんじやない、だれもが思うことでござります。

先ほど御答弁がありましたので、もし、なぜ現金でないのかということを付け加えることがありますか。御答弁いただけますか。

○衆議院議員(桝屋敬悟君) 私の方からお答えをしたいと思います。

もう先ほどから議論が出ておりますから繰り返しませんけれども、我々の与党案 御指摘のとおり現金ではないわけであります。これは、改めて関係者の方々が大変な苦労をされたということに思いを致し、関係者の方々が高齢化していくと、いう現状等を踏まえて、正に御苦労された御本人を慰藉しようと、こういう趣旨だという以外になつわけであります。恐らく委員は、我が公明党内でもこの議論ありましたのですから、改めてこの場で御指摘をいただいたんだろうと思ひますが、それこそ随分議論いたしましたけれども、平和祈念事業特別基金、この創設時の考え方、さら

には今までの事業の性格、こうしたことを考え、なおかつ総合的に戦後処理の全体の問題、他の戦争被災者、被害者との均衡とか、いろんなことを考えて、ぎりぎりのところで、一日も早い決着をということで私ども与党としてはぎりぎりの線で合意をしたということでありまして、先ほど午前中の参考人質疑でもありましたけれども、関係者の皆さんにも何とか私は御理解をいただけるものではなかろうかというふうに考えている次第であります。

○澤雄二君 次に、法案成立のことについて三つほど確認したいことがござります。

まず、平和祈念事業特別基金について伺います。

先ほど御答弁の中にもちよつとございましたけれども、この平和基金は昭和六十三年、総理府の認可法人として設立された。戦後処理問題懇談会の報告を受けてでございます。そして、平成十五年に独立行政法人に移行しましたが、その辺りから新聞その他で天下り先じゃないかと、無駄遣いが横行していないかという批判が一杯出ました。与党の議員の中からもそういう批判が出ました。で、お伺いをします。一々御答弁は要りません。本当に天下り先だったのかどうか。現在の理事長は、今日もお見えいただいておりますけれども、東洋英和女学院の教授だった方でございますから、れっきとした民間の方でございます。でも、これは批判が出てから体制が変わった。じゃ、それ以前はどうだったかというと、田久保忠衛さんが非常勤の監査役で一度民間で来られただけで、あとは全部〇Ｂ、政府の役人の〇Ｂでございました。それから、非常勤、常勤の職員の方のほとんども役所から出向されているか若しくは役所の〇Ｂの方でございました。

税金の無駄遣いかどうか。先ほど、こんな広い場所が要るんだろうかと言われました。資料館が三分の一で三分の二がオフィスであります。常勤六十人弱のところにこんな広いオフィスが要るんどうか。千二百平米以上であります。

それから、住友ビルというのは、通称三角ビルと言われていて、大変新宿の新都心でも有名なビルなんですね。先日、基金の方にお話を伺つたら、つまり引つ越したときは当時のビルとしては相当古いビルだつた。相当古いビルだということは家賃が安いということを言われようとしたんですねが、実は家賃は安くありません。大変有名なビルでありますから、周りに比べて高い。私の知人がオーナーをしている会社、ここにこの間までおりましたけれども、半年前に引つ越しました。家賃が高くていられないといつて引つ越しました。それぐらい高い。

ですから、共益費ですね、エレベーターの管理費その他だけでも坪当たり七千円ということで、年間これ幾らですか、二億何千万掛かっているんですか、管理費、ああ、これは結構ございまして、保守修繕費。二億円と三千八百万ですから二億四千万ぐらい共益費だけで掛かっていると。こんな高いビルに本当に最初から行く理由があつたんだろうかと。

それから、業務外注費というのが損益計算書見るとあるんですが、これが四億八千万。これはいわゆる広報とか広告宣伝費ですね。つまり、電車の中づりによく広告が出ておりますが、地方で講演をやる、二回か三回やられたそうでございますが、それから新聞広告を出す、これが四億八千万。この四億八千万を使ってこの資料館の来訪者수가 일평균百四十人だそうでございます。四億八千万、私は元テレビ局おりましたが、これだけお金いたいたらもつとたくさんの方を資料館に呼ぶぞというふうに思つておりますが、どういう使い方をされたんだろうかと。

それから、謝金という項目で二千万円の支出がされています。この内訳をお聞きしたら、四人の非常勤の学芸員の方の支払費用だと。四人の非常勤の学芸員にこんなたくさん払うんですかと言つたら、その後言われたのが、いや、厚生労働省関係のOBに頼んで、海洋関係の恩給欠格者の審査を頼んでいます。非常勤で頼んでいる方が五十

人、六十人いらっしゃるんですよ。その中に、厚生労働省だけ別に謝金で払わなきやいけない理由というのは、追及しませんでしたが、ちょっとと不透明だなというふうに思つております。

それから、資料館の展示品などの減価償却費として、九千二百万円毎年支出をされています。これは、この後、法案が通つた後あの資料館をどうするかというのは多分お話し合いをされるんだと思いますが、もしあの資料館を開鎖されるということになると、毎年一億円ぐらい積み上げてきたたの減価償却費というのは要らなくなりますので、きちっと清算をしていただきたいなというふうに思います。

れども、これ主に恩給局OBの方が就かれていました。それは、やっぱり専門家でないとなかなか審査ができないと、それはそう、どうういうふうに思っています。それで、この平和基金が設立された翌年、翌々年、二年、三年、四年ぐらいの間は申請者が多いからたくさん雇われたと、それはよく分かります。だんだん申請者の数が減るに従つて非常勤職員も減つてくるんですが、平成十五年には二十人まで減少しています。当初、ピーク時は六十人。平成十五年は二十人まで減少していくです。十七年、十八年は、もしかしたらこの基金がなくなるかもしれないというので余り募集はされていません。ですから一番数が少ないので、申請者の数が。そのときに、二十九人、三十二人と急増しているんですね。これもよく理由が分かりません。一つ一つについて御答弁は結構でございます。こういうこともあつたので今回法案を出されてこれを廃止するということを決められたんだと思いまます、が、与党案が通りますと、一番長ければ四年間この基金が存続をいたします。せめてその四年間にについては無駄をしないと、余ったお金はできるだけ慰藉の事業に振り向けるという決意を、申しきりません、総務大臣と発議者の方と、それから増田理事長、お聞かせ願えますか。

「一々ごもつともな話であるというふうに思つていいます。所管をする総務大臣として、ある意味では大変恥ずかしく、責任を痛切に感じております。私は、この事実を初めて把握したのが先般のこの委員会でありまして、早速賃料の見直し等を指示をしました。徹底をし、合理化できることは合理化をし、そして税金の無駄遣いがないような形で対処いたしていきたいと、このことを強く指導していきたいと思いますし、また、新規事業の実施に当たつてもこのようないふうに、やはり国民の視点から見て余りにもひど過ぎる実態だというふうに私は思つておりますので、このことを徹底をして指導していきたいと思います。

○衆議院議員(桝田敬悟君) 発議者の方から決意ということをあります。もう委員から随分言われましたので、多くを言いません。

一番発議者として思つておりますのは、どうせ廃止をするのだからということで、その言葉で、もつて、仮にもこれから最後の事業、新しい慰藉事業、更には清算の事業、仮にも国民の信頼を裏切るような処理があつてはならないと思つてゐるわけでありまして、幸いにして独立行政法人でありますから毎年当然ながら政独委等の審査を受けますので、我々与党としてもしつかりとそこは見極めていきたいと、このように思つてゐるところでござります。

○参考人(増田弘君) 平和基金理事長の増田でございます。

ただいま大変手厳しい御意見を賜りましたけれども、私ども基金は、申すまでもなく、公的資金、すなわち税金をもつて運営されている組織でございます。したがいまして、これまで、また今後も、あくまでも公平かつクリーンな、そして透明性のある運営を行つていくことが当然の責務であると、こう考えておりますし、これまでもそのように実施してきたというふうに私は信じていい次第であります。

なお、先生からも御指摘いただきましたとおり、ムはつともな話であるといふうに思つていい

さないわけでございます。日中関係、日米関係を専門といたします外交史家としてこれまで学問を中心につづけてきた学界に属する人間でございまして、それが言わば畠違いの官界と申しましようか、こうした独立行政法人の長になつたというふうにいささか異例であるかとは思いますがけれども、私自身はこうした言わば学界と官界との交流というものがいろいろな意味で双方に刺激をもたらすものであろうかというふうに念じておりますし、それなりの私なりの立場から、基金の職員の皆さんもこれまでとはいささか違う気持ちの中での取り組んできておられるというふうに私自身は考えている次第でございます。

さないわけでございます。日中関係、日米関係を専門といたしまして外交史家としてこれまで学問を中心になつてきましたが、こうした独立行政法人の長になつたといふことは思ひますけれども、私が自身はこうした言わば学界と官界との交流というものがいろいろな意味で双方に刺激をもたらすものであろうかと、いふうに念じておりますし、それなりの私なりの立場から、基金の職員の皆さんもこれまでとはいさか違う気持ちの中でお取組んでおられるといふうに私自身は考へておる次第でございます。

○澤雄二君 以上です。

○澤雄二君 皆様の御決意を伺いまして、本当にありがとうございます。後ろにたくさんいらっしゃっている傍聴の関係者の方々も、多分お気持ちは強くされたんだろうというふうに思います。

○参考人(増田弘君) 次に、ちょっと贈呈事業の対象者数についてお伺いをいたします。

○澤雄二君 慰労品の申請者とそれが認定された人の割合、それについて、それぞれ恩給欠格者、引揚者、強制抑留者についてその数字を教えていただけますか。

○参考人(増田弘君) お尋ねの件でございますけれども、平成十八年三月末現在におきまして、申請者に対する認定者の割合を個々に申しますと、恩給欠格者が八一・八%であります。また引揚者の方は九五・九%，そして強制抑留者は九六・八%，このようになります。

○澤雄二君 以上でございます。

○澤雄二君 恩給欠格の方方が一番率が低いと、これは申請される方が非常に多いということで、なかなか証拠の書類等もそろっていないんだろう、ということは容易に想像できるわけでございますが。

○澤雄二君 午前中の参考人質問の中で、元島参考人がおつしゃつておられました、総理大臣の紙、書状一つを

てもらう人がどこにいるんだろうかと、そんな人はいない、せめて書状でもいただきたいという気持ちで申請をされているんだというふうにおっしゃいました。

この法案が通りますと、今度の慰藉事業が最後の事業になります。これまでもその対象者となる方でどれくらいその贈呈をされているかというと、強制抑留者は六四・五%、恩給欠格者は、一番期限が長い外地三年以上の勤務経験する方で四五%、引揚者については四・一%であります。つまり、書状をもらうためにわざわざそんな申請するのは大変だと皆さん思われているんだろうとうふうに思います。その中で申請をされた方というのは、それでもと言つて申請をされる方でござります。

今申し上げましたように、この法案通ると最後の慰藉事業になる可能性がありますので、この最後の慰藉事業については、できるだけ多くの人にその贈呈ができるようあらゆる努力をしていただきたいたいなというふうに思います。発議者の議員の方とそれから理事長、御決意を聞かせてください。

○衆議院議員(桝屋敬悟君) 発議者を代表してお答えを申し上げます。

今、正に新しい、この法案を通していただいた上でのお話でありますが、せつかくの新しい慰藉事業、成果を上げるようしつかり取り組まなければならぬこと、こういう御指摘がありました。

十九年四月一日から実施されることを想定しておりますけれども、政府、そして今日、理事長いらっしゃいますが、基金には、法の施行後速やかに新しい事業について徹底してPRを行うよう求めさせていただきたいと考えておりますし、さらにはまた、申請者と認定者の割合の話を今報告がありましたが、申請者と認定者の割合の話を今報告がありましたが、基金を取り崩して行うと、原資は税金でありますから、当然おのずから税金を使うという節度が必要ではありますけれども、午前中の審議で御したけれども、一つは、とりわけ今度の新しい事業が基金を取り崩して行うと、原資は税金でありますから、当然おのずから税金を使うという節度が必要ではありますけれども、午前中の審議で御

があつていいのではないかと思つております、そんな御努力を是非とも我々発議者としても要請をしていきたいというふうに考えております。

○澤雄二君 午前中の参考人質疑のときは涙な

がらにそのことは訴えておられました。これが、そういうことができるかどうかということは私は詳しく述べておられませんけれども、参考人がおつしやつておられたのは、関係者をボランティアとして、お金なんか要らないからボランティアとしてその審査に加わらせていただいたいろいろな資料をその場で提供することができると、そうするともつと認定者の数が上がるはずだということをおつしやつておりましたので、そういうことも含んで御検討いただければというふうに思います。

最後に、増田理事長に質問をさせていただきま

す。この平和基金は、二十二年の九月、最長で、廃止されるわけでございますが、一つ心配なのは、ここで働いている常勤、非常勤の方たちの再就職の件でございます。役所のOBの方とか役所から出向されている方は戻ればいいのでそれは心配ないんですけど、多分民間の方もいらっしゃると思います。その方たちの再就職、できるだけの配慮をしていただきたいということをちょっと御質問させていただいて、私の質問を終わりたいと思います。発議者と理事長にお願いします。

○参考人(増田弘君) 現在、私どもの基金には二名の、公務員ではない立場から採用した者が二名おります。ちなみに、一名は大学院を出た者であり、もう一名は二つの大学を出た者でありまして、私自身がその人事にかかわったわけでござります。

こうした二人の今後は、やはり私、理事長とし

ても大変気掛かりのところでありまして、総務省等々の御配慮もいただきながら、こうした者の再

就職の道を何とか模索し、彼らを安心させたい

と、このように念じておられる次第でございます。

以上でございます。

○衆議院議員(柳屋敬悟君) 今理事長の方からお

話がありましたが、発議者といたしまして、も、とりわけプロパー職員の待遇については特段の御努力をお願いしたいというふうに考えております。

○澤雄二君 基金の方にお伺いしたときには常勤、非常勤入れて十五人ぐらいいらっしゃるといふことでございましたんで、その二人の方がもし常勤で、あとは非常勤ということでしたら、非常勤の方も含めて御配慮をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

以上で質問を終わります。

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子です。

私は、自民党政権が平和祈念事業法を提案した

ときには本院内閣委員会で質問に立ちました。あれ

から十八年たって、今回、自民、公明両党は廃止

法案を出しておられました。今回、平和祈念事業

をやめるならば、謝罪の意を表し、何らかの個人

補償あるいはそれに代わるべきものを行うべきだ

と思いますが、参考人質問を伺っておりますと、

このことについて、多くの関係者の了解が得られ

ていないよう私は思いますが、与党提案者、こ

れは了解は得られたのですか。

○衆議院議員(宮路和明君) 私ども与党として、

この問題、議論をするに当たりまして、恩給欠格

者には恩給欠格者の皆さんとの団体がござります。

ちなみに、一名は大学院を出た者でありまし

て、私自身がその人事にかかわったわけでござ

ります。

この平和基金は、二十二年の九月、最長で、廃

止されるわけでございますが、一つ心配なのは、

ここで働いている常勤、非常勤の方たちの再就職

の件でございます。役所のOBの方とか役所から

出向されている方は戻ればいいのでそれは心配な

いんですけど、多分民間の方もいらっしゃると思

います。その方たちの再就職、できるだけの配慮を

していただきたいということをちょっと御質問さ

せていただいて、私の質問を終わりたいと思いま

す。発議者と理事長にお願いします。

○吉川春子君 端的に伺います。

例えば、シベリア抑留者の団体の皆さんなど、質問に対してもお答え申し上げましたけれども、今回こうした形で最終決着を図るに当たって、この間、それから相沢先生もおつしやいましたけれども、必ずしもこれ、十分これで満足だというようなことじゃない、そういう声ではない声も、これは確かに一部にはあるわけあります。我々としては、これまでの経緯にかんがみ、大方の皆さんには御理解をいたいでいるんじゃないかなと、かようと思つております。

○吉川春子君 私は、関係者の了解が得られないままにこういう形で幕引きするということは許されないと、思いつております。

まさにこういう形で幕引きするということは許されないと、厚労省にお伺いいたします。

そこで、シベリア抑留者の方々の人数を明らかにしてほしいわけです。生還者、死亡者、行方不明、それ

ぞれ何人でしょうか。また、これらの方々はどの

地域から連行されたのでしょうか。数字だけで結構です。

○政府参考人(荒井和夫君) お答え申し上げま

す。そこで、厚労省にお伺いいたします。

シベリア抑留者の方々の人数を明らかにしてほしいわけです。生還者、死亡者、行方不明、それぞれ何人でしょうか。また、これらの方々はどの地域から連行されたのでしょうか。数字だけで結構です。

○政府参考人(荒井和夫君) お答え申し上げます。

まず前提として、これから述べます数字は、復員担当部署が、昭和二十一年以降帰還したシベリアからの抑留者の皆さんの方の帰還時に状況を聴取するとか、また、強制抑留者については強制抑留者の団体があり、引揚者の方についてはまた同様の団体もあるわけでありまして、そしてまた、この問題に長

くなられた方を中心約四つ若しくは三つぐら

いの様々な資料を空合させながら、できる限り多く

の方々の特定作業を現在行つております。

その作業とは別に、個別に今回、例えはその名簿について遺族の方若しくは御本人の方にはその

情報をお提供することになつてござりますけれども、そういう形で、この名簿に私が入つているか

もしらぬという形で名のりを上げられた方を含め

て、二十一名の方は現在特定できています。

いずれにしても、私どもの仕事の関係では亡くなられた方が非常に大きな問題だと思っておりま

すので、その方々を中心にできるだけ早く、幾つかの名簿を重ね合わせながら、その個人の特定を

いたしたいと思つております。

また、旧満州地域の移送者につきましては、現

が四万七千人ございます。この方々が、健康上の理由などで旧満州若しくは北朝鮮に送致されたと考えられる方々だというふうに推計しております。

また、抑留者の地域別内訳につきましては、旧満州地域から約四十四万一千七百人、北朝鮮地域から約六万六千人、樺太・千島地域から約六万七千三百人というふうに推計しております。

○吉川春子君 一九九一年には日ソ協定が調印され、捕虜収容所に収容された者に係る問題を速やかに処理するというふうになつたわけですから

も、二〇〇五年三月、ロシアから、病弱のため入

ソ後、旧満州、北朝鮮に移送された方々の名簿が入手できたわけですね。その名簿の数と身元が確認できたは何名ですか。また、身元確認は何名の職員でやつておられますか。数字を報告してください。

在のところ、ロシア政府から名簿等の資料の提供がございません。したがいまして、私どもとしては、この二万七千名の名簿の更に細かい情報、それから満州地域に送られたと想定される方々の名簿についてロシア政府の方に出していくことをお請してしておりますし、また今後もしていくたいと思っております。

○吉川春子君 いずれにしても、まだ名簿が来ないと、それを早急にロシア政府に対して強く要求することと、たつた二十一名しか判明していないことですので、この作業をしているのは二名の職員でやつておるといふうに聞きました。そうですね、そうですよね。——分かりました。そうです。たつた二名の職員でこんなのがやつていたら何年掛かるんですか。やっぱりこの問題についてもっと熱を入れて、職員も増やすして早急に身元判明作業を含めて全力を挙げてやつていただきたいと、そのことを要望しておきたいと思います。

大臣にお伺いいたしましたけれども、一九四五年の八月九日にソ連が国境を越えて旧満州に侵入してきた。当時、中国東北部にいた四十四万一千人の日本人を強制連行してシベリアへ抑留していくた。当時、日本は満州百万人移民計画というのがありまして、大量の日本人が中国の東北地方に農民を含めていたわけですけれども、そういう中でこのシベリア抑留という問題も起つたわけですけれども。恩給欠格者に対する書状の中で、総理大臣の書状は、あなたはさきの大戦における旧軍人軍属としての御苦労に対し衷心より慰労しますと、このように記して送られているわけですけれども、これは日本政府として、極寒の地で、シベリアで強制抑留され労働させられた人々に対する謝罪の言葉なのでしょうか。

○國務大臣(菅義偉君) 実は、私の両親も満州鉄道に勤めておりまして引揚者であります。小さいころからそうした引き揚げてくるときの話を、ペリアに抑留をされた方々も筆舌に尽くし難い御

苦労をされたというふうに思い、そうしたときには正に心の痛む思いであります。

この基金設立の契機となりました昭和五十九年の戦後処理問題懇談会報告において、この問題に

ついてはもはや国において措置すべきものはない

とされたにもかかわらず、関係者に対し衷心から慰藉の念を示すことが必要である、こうした中から

このシベリア抑留の方々の御苦労を踏まえてのものであると、こう実は理解をいたしております。

総務省としては、これまで基金を通じてシベリア抑留者の方々に対し慰藉の念を示す事業を行つてきたところであります。さらに、今回の与党からの新たな提案を踏まえ、法案が成立すれば新たな事業に誠実に取り組んでいきたいと思っております。

○吉川春子君 大臣、その慰藉という言葉と謝罪

という言葉と、日本語ではつきり違うと思うんで

ですね。やっぱりこういうシベリア抑留者の方々

の御苦労を慰藉するというのと同時に、やはりそ

の謝罪の言葉を是非政府から欲しいと、このよう

におっしゃる方が多いのですけれども、総務大臣

しかここには大臣はいませんので、内閣を代表し

て謝罪の言葉を是非お述べいただきたいと思いま

すが、いかがですか。

○國務大臣(菅義偉君) 私ども政府の立場で今申

し上げ、先ほど申し上げたとおりのことであります。

○吉川春子君 慰藉はするけれども謝罪はしない

んですね。それでいいですか、大臣、困りますか。

○國務大臣(菅義偉君) 私が先ほど申し上げたこ

とで御理解をいただきたいと思います。

○吉川春子君 いいんですね。

○政府参考人(猪俣弘司君) もちろんシベリア抑

留というのは人道上問題でありますということと

か、非常に政府としてもこの行為は問題であった

と認識しておりますけれども、ただ、この捕虜か

どうかという点に関しますと、シベリアに抑留さ

れた方々がすべて捕虜であるかということになり

ますと、そのときの国際法、正にジュネーブでい

ますと今の条約というのは四九年でございます

ので、その段階では元々ありましたハーグ陸戦法

規というのがそのとき当然存在した条約でござい

ますけれども、その観点からいいまして、じや捕虜と言えるかというと、捕虜と言えるというふうには判断できないということでございます。

○吉川春子君 そのシベリア抑留者を捕虜だと

う立場でその国際的なルールに従つて扱い、そし

く、そういうことがスタートなのに一番基礎とな

るべき概念について捕虜だとは言えないと、これ

は何たることですか。こんな長いことたつて。そ

んなの絶対納得できませんよ。

外務省 捕虜としてしかるべき国際的なルール

に乗つけて日本政府も責任取る、ロシアにも責任

要求する、請求権を放棄したら日本の政府はその

後はやると、そういう立場に立つべきじゃないで

すか。大臣、シベリア抑留者が捕虜じゃないなん

ていう今の外務省の答弁認められますか。とんで

もないことだと思いますよ。

○委員長(山内俊夫君) どなたが答えられますか。

○政府参考人(猪俣弘司君) シベリア抑留者の中

におきましても当然、軍人軍属という方がいらっしゃつたという前提に立てば、その観点でいうと

捕虜という該当することもございますけれども、

抑留者につきましては国際上特段の定義がございませんので、捕虜等の移動というのを一概に述べ

ることは困難であるという観点からの御答弁であ

ることを御理解いただきたいと思います。

○吉川春子君 時間なので、これは委員長、是非

理事会できちっとした答弁を政府から取つていただきたいと思います。

捕虜じゃなくて、国際ルールにない抑留者なん

ていう言葉を法律であいまいに位置付け、それ

がこの問題の処理の誤りの原点だと思いますの

で、是非、捕虜じゃない者もいるとか、何か非常

にあいまいなので、明確な答弁を、委員長、是非

政府から求めていただきたいと思います。

○委員長(山内俊夫君) ただいまの吉川春子君の

発言に対し、理事会で協議をさせていただきま

○吉川春子君
○又市征治君
社民党的又市です。
終わります。

戦後六十年以上たちまして、六十万人もおられた抑留者も多くの方が亡くなつて、御存命の方々は十一万人を割つたという御報告であります。年

歯も八十四歳が平均だと、こういうことであります。それで、国としての補償の意を表すついてはもうそこで、専決案のことをついてお伺いをいた

時間的余裕がない、多くの方がおつしやつておりますが、与党案は我々が提案している案と違

ます。抑留経験者らでつくる全国抑留者補償協議会は、既に政府が支出している四百億円のうち二百

会の寺内会長は、国家の責任を認めて、我々の目
の黒いところを明かにしてこそ仕事がある、
億円だけを今後に使うことにして、対象者を生存
者に限り、一千万人の限下に一つも差し控へない

者に限り、十万円から銀杯までの段階は区分して支給するというふうなものです。

人の御趣旨も同様だろうと思います。

そこで、総務省に伺いますが、三年前の独法化した基金の半額を国庫に戻すことがなぜ必要だと

に当たつて、事業内容について、また機構について、どうぞ詳しく述べて下さい。

てどのように検討をされたのか、どうぞ野党にお願いしたい。

交付など新しい事業の検討をなされたのかどう

者は、今委員御指摘のように生存者ということにか、この点をまずお伺いをいたします。

○政府参考人(綱木雅敏君) お答え申し上げます。

す
基 金 に お き ま し て は、今 次 の 大 戦 に お け る 尊 い
評 率 な ど い う い う 考 慮 いた し ま す と、事 業 基 構 に
して 二 百 億 円 程 度 に な る の で は な い か と、こ の 上

戦争犠牲を銘記して、かつ、永遠の平和を祈念するに想定をいたしております。

元々、基金の資本金の原資は国民の税金であり、
るために、いわゆる三関係者の労苦について慰藉

の念を示す事業を行っております。
基金の独立行政法人へ化につきましては、
まして、したがて新規のこの慰藉事業を実施し
て、解散等に至る割合が生じた場合は、二つ

基金の独立行政法人化にござりましては、たたかい
ま先生おつしやつたように、平成十三年の閣議決
は当然、国に返還するのが自然な姿ではないか、これ
で角質時はその剩余が生じました場合は、これ

定、特殊法人等の整理合理化計画にのつとりまし
当然のことではないかと、かようく考えて、基金

て、経営責任の明確化、あるいは経営の自律性の
の半額を、ほぼ半額を事業に用い、残ったものは

国庫に戻すと、このような考え方で整理をいたしました。次第であります。

更なる経費の負担にも多大でないことをうなづいています。

今お尋ねになりました基金の事業内容につきま
ら半分は戻しますという理屈は成り立たない。

私は本当に、何回もこの種の問題、議論、参加しては、当初の認可法人から独立行政法人にと、

当初の基金の設立目的が変わったわけではない。こ
とから、移行後も引き続きその当時の慰藉事業を
おこなつておる尾上先生おられますけれども、委員
さんですか、今おいでいたたいておる

も、先般、大変な御努力をいただきて、ドミニカ九月実施して、現在に至つてはいるところでございま

す。なお、独立行政法人化いたしましても、資本金問題については、これはもうここにおいての委員の皆さんみんながもう賛成なさつたと思うんですけど

ね。ああいう努力を尾辻先生なさつていただいた。私も大賛成でありました。正に、ドミニカまで行つておわびまでなさつた。政府を代表しておわびもなさつた。なぜこうした抑留者の皆さんに本当の意味で、さつきから言葉付きで慰藉とかなんとかとか、なぜ謝罪をしないのか。国の責任だつたんじゃないですか。そういう問題を本当に今、国会議員は議論しないでどうするんですか。そのところを私は本当に、このアンバラを言いたいということあります。

そのときに、もちろんこれは今、議員立法の話ですから、政府にも幾つか問わなきやなりません。一つ、戦後補償問題について厚生労働省に伺います。

戦後六十余年たつた今になつて、戦後補償について、国内外からいろんな要求が出そろつてまいりました。これには、アメリカやドイツなどの外国で補償問題の民主的な解決が進んで、正に人権のあかしとして政府の謝罪と補償を求めることが当たり前になつてきたというのが一つあります。また、当事者が高齢化をして、今が国の謝罪、補償の最後の機会になつてきた、こういう認識が全体的に広がっていることです。その一つが中国残留孤児への補償問題です。

今日一日、神戸地裁で、国の責任を認める判決が出ました。私は、昨年の三月に、これは尾辻大臣とその当時やり合つたんですが、中国残留孤児の処遇が北朝鮮拉致被害者と比べても段違いに低いことの不公平は、このことを問題にも取り上げました。そういう点では、正に今度の判決にこれは明記をされて、国家賠償の額の基準としてこの判決は示されているわけです。政府はこの十一日には控訴をしたようですがれども、シベリア抑留者アンバラーンス。

判決を受け入れるよう、政府に求めたいと思います。しかし、こう思ふんです。
○政府参考人(荒井和夫君) お答え申し上げま
す。中国の残留邦人訴訟につきましては、同様の案
件につきまして、平成十七年七月六日には大阪地
裁で、また平成十八年二月十五日には東京地裁に
おいて、論理の相違はございますが、いずれも国
側の勝訴の判決が出ております。今般の神戸地裁
の判決については、これらの判決における判断と
も異なりますので、私どもとしては上級審の判断
を仰ぐことが必要であるというふうに判断してお
ります。

また、判決の内容につきましては、これは私ど
もの所掌ではございませんが、入管管理法の解釈
を誤り、また中国残留邦人の被害の性質を北朝鮮
拉致被害者の被害と同視している点が問題ではな
いかというふうに私ども理解しております。具
体的には、入管の関係では、入管時の身元保証を
要求するのではなくて、身元保証を求めるとして、入管法で
の外国人としての取扱いとしては適法な措置だつ
たというふうに考えてございます。

また、永住帰國された方々に対する問題でござ
いますが、判決では、中国残留邦人に對して、北
朝鮮拉致被害者に対するのと同様の支援措置を行
う義務があつたと、にもかかわらずそれを行わな
かつたと判じてござります。しかしながら、北朝
鮮拉致被害者の被害は平時における北朝鮮の未會
有の国家的犯罪によるものでござります。中国残
留邦人の被害はさきの大戦に起因して生じた戦争
損害、戦争損失というふうに、その置かれた事情
が異なるということだと考えております。

このような観点から、今回の国に賠償を命じた
神戸地裁の判決に対して問題があるということと
で、上級審の判断を仰ぐということにいたしまし

た。

○又市征治君 あなたの方の答弁いつも聞いておつで報道されていました。千葉県の帰国した男性の話が流れておりましたが、彼は最初、訪日調査で来たけれども、身元引受人がいないと認定を延ばされて、ようやく五十年代の後半に帰国をして、働けたのは結果的に九年ほどにすぎずに、年金受給資格にも足らなかつた。こう言っています。正に判決の言う合理的な根拠なしに残留孤児の帰国を国が制限したんですよ。そして、結局、違法な行政行為に当たる事例なんですね。ところが、この人が退職後、生活保護を受けていたところ、養い親の病気で一時訪中したんだが、生活保護の停止期間に当たるとしてお金の返還を命じられた。こういう話です。

これ、去年、尾辻さんと御議論させていただきました。尾辻さんは早速、法律じゃないけれども運用を改善する、こう言つて御努力いただいたんですね。厚生労働省、もう一遍聞きますが、旅費を渡しておいて、もう一方の手で生活保護費を没収するというのは行政上全く矛盾しませんか。六千三百人お帰りになつて六割が生活保護を受けているんですから、こちらも十分立派できるんじやありませんか。そういうことに目を向けてこそ政治と言えるんじやないですか。もう一度見解を言つてください。

○政府参考人荒井和夫君 私どももこの残留邦人が日本で定着し、自立していくことは非常に重要な対策だと考えてございます。したがいまして、できる限りの対策を取つていこうということです。この間に対策を充実してございます。また、来年においてもさらに、残留邦人の方々

が語学の問題、特に高齢化してきているためになかなか日本語がマスターできないという問題もござります。長期にわたつて勉強できる仕組み、また、地域にじむために通訳若しくは指導員を派遣して、日本語を勉強しながら、また地域のいろいろな問題が生じたときにすぐに駆け付けるようになります。そういう手助けをするというような形で、できる限りの支援を講じてまいりたいというふうに考えております。

○又市征治君 あなたの発想が全然狂つているんですよ。去年も、だから私は、さつき言つたように尾辻さんが厚生労働大臣でしたから、少なくとも役人の皆さんはあるが今言つたようなことをいつも繰り返した。だけれども、法律でないけれども、法律には運用というのがあるんじやないですかと、こうお尋ねした。尾辻先生は即、そのことは何かできるかといつて、ようやく尾辻さんの旅費が出るようになつたんじゃないですか。それ以上何もあなた方は判断をしない。

そういう意味で、尾辻大臣の御判断でようやく運用が少し改善されて、付いていく……(発言する者あり)いや、尾辻さんだけを持ち上げているんじやないですよ。私はそれが政治だと思う。本当に血の通つた政治というのはそういうことだとと思う。中国で養い親が死ぬかもしれないといつておるのに、生活保護を打ち切られて、旅費も出ない、こんなばかな話あるか。そういうことをやるのが政黨じゃないですかと言つているんですよ。なぜそれが検討できいかと言つてているんです。もうこんなことを言つていたらもう終わってしまうから元へ戻りますが。

最後に、もう一度総務省に伺いますけれども、シベリア抑留者等への政府の事業の消極性、あるいはそれを引き継ぎ、打ち切る与党案と中国残留孤児に対する政府の態度にやつぱり共通の根っこがあるような気がしてなりません。それは、さつきも言われているように、戦争は當時国を挙げて、この間に対策を充実してございます。また、長谷川憲正君 国民新党の長谷川憲正でござります。

最初に、野党案につきましてちょっと質問をさせていただきますが、この四百億の基金の原資を使って強制抑留者の方々に特別給付金

い、こういう態度ですね、まず。そして、現在の政府は過去の戦争に責任を負わないという、歴史から全く何も学ばない、血も涙もない、こういう態度ですよ。

だから、例えば昨年三月、私の質問に対して総務大臣だった麻生さんは、この種の不幸な話を聞いた、これはほかにも戦争というようなものにいたしますと枚挙にいとまがないんです、だから補償しないんだと。めちゃくちやな話です、これ。同じ大臣でも全然違う答弁しているんだ、これ。これはまた、どうも最近では戦後レジームからの脱却という言い方で戦争責任を否定をして、国を愛する心なるものを法律で子供に強要し、戦争のできる國づくりへ進もうとする態度とも私、相互通じるものがある、こう思う。このことは本当に、午前中の元島参考人の声を何と聞くのか、お互いに肝に銘じるべきではないかと、こう思つんです。

今や、個人補償は世界の大勢であります。政府は、個人に対する歴史上の責任を認めて、様々な戦後補償に一步踏み込むべきではないですか。シベリア抑留者あるいは恩給欠格者等についても、政府は我慢せずではなくて、この基金の残金を使つて補償をするというむしろ野党の趣旨を政治に生かす、そんな努力を求めて、これ答弁求めておどろにもなりませんから、その点だけ申し上げます。

また、それ以外の恩給欠格者の方々についても御労苦が、もちろん十分、多々あつたことは我々も十分認識をしております。したがつて、その置かれている状況とか、これまでに講じられてきた措置、国の財政状況等を総合的に勘案をさせていただきまして、今後、必要に応じ何らかの措置を検討することを否定するものではありませんし、私どもはそうした措置を講ずるべく努力をしていくと、このように考えております。

○長谷川憲正君 楽考は分かりましたけれども、先ほども参考人の方のお話を伺つておりますて、この問題はやつぱり一刻も早く決着を付けなければいけないという課題でございますので、同時に、恩給欠格者に対する措置についてもお出しをいたければよかつたかなというのが私の感想でございます。

次に、与党にお聞きをいたします。
先ほど来、大変厳しい御指摘が各委員からござります。与党の発議者の皆さん方は、恐らく心中では、委員席に座つておつたらおれたちもつと言いたいこと一杯あるよというお気持ちかもしません。そういう意味で、政府・与党の合意と

を給付をされるという案になつておりますが、恩給欠格者の皆さんに対するお考えというのがあります。

○委員以外の議員(谷博之君) 長谷川委員の御質問にお答えしたいと思います。
戦後、強制抑留者の方々の皆さん方については、先ほど来ずっと出ておりますが、酷寒の地で強制労働に従事され、そして大変な思いをして、そしてその労働賃金がまだ支払われていない、こういう特別な事情がござります。そして、関係者がみて早急にその労苦を慰藉する必要から、先ほど来申し上げておりますけれども、特別給付金支給法案というものを御提案申し上げているところですが、当然、その対象の中には恩給欠格者で戦後強制抑留された方々も当然含まれていると、このよう思つております。

また、それ以外の恩給欠格者の方々についても御労苦が、もちろん十分、多々あつたことは我々も十分認識をしております。したがつて、その置かれている状況とか、これまでに講じられてきた措置、国の財政状況等を総合的に勘案をさせていただきまして、今後、必要に応じ何らかの措置を検討することを否定するものではありませんし、私どもはそうした措置を講ずるべく努力をしていくと、このように考えております。
○長谷川憲正君 楽考は分かりましたけれども、先ほども参考人の方のお話を伺つておりますて、この問題はやつぱり一刻も早く決着を付けなければいけないという課題でございますので、同時に、恩給欠格者に対する措置についてもお出しをいたければよかつたかなというのが私の感想でございます。

いうものを受けたてこういう法律をお作りになつて、実際ここで今説明をしておられるということに対し、心から敬意を表したいというふうに思ひます。

しかしながら、しかしながら、やはりこの与党の案を拝見をしますと、恩給欠格者に対する扱いはともかくとしまして、シベリア抑留者に対する扱いも十万円の旅行券ということでは余りに少額に過ぎるのではないかなど、率直にそういう感じがいたします。

特に問題は、皆様方がこの法案を出される前に、平成十五年の十二月に自民党五役から総務大臣に申入れがなされておりますが、この申入れの中身を見ると、当時は旧ソ連等の抑留者に対する問題は、皆様方がこの法案を出される前には十万円と、今の案の倍であったわけあります。私は、国家財政が厳しい中ですから、幾らでもやりたいといつてもなかなか限度があるんだよというのは分かりますけれども、それでも一度十五年の段階でこういうものを決めになつて、それが二年もたたないうちにその半分になつてしまふというのは一体何があつたんだろうか。その辺の事情については、もしお聞きできるものであればお聞きをしたいというふうに思つておりますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(宮路和明君) このシベリア抑留者にかかる戦後処理問題、これはこれまでの長い歴史の中で本当に多くの御議論をいただいておるわけであります。そして国会においてももちろん多くの議論をいただいてまいりました。そして、その段階その段階で所要の措置が講じられてきましたと、こう思つております。

例えば、抑留者につきましては、復員するまでの間、復員されるまでの間は、これは軍歴として計算をいたしまして、軍歴に組み込んで、そして抑留加算を御承知のとおりこの恩給の世界で講じておるわけであります。また、恩給の対象とならない軍属、準軍属の方につきましては、恩給に代わるものとしての援護法による援護措置をこれまで

た講じさせていただいているところであります。そしてその後、この平和祈念事業特別基金の発足に当たりましても、シベリア抑留者に限りましては十万円の交付国債を用いて慰労金を支給するという措置も講じてきておるわけあります。

そういう中にあって、しかしながらまだ恩給欠格者、そしてまた引揚者も含めまして、この三つの団体の方々からなお新たなる措置をと、こういうことでございましたので、私どもとしては、先ほどお話をあつたように、御指摘があつたように、当初はシベリア抑留者につきましてはその御苦労の筆舌に尽くしがたいその御労苦、その事情にかんがみまして、確かに最初は二十万円の交付国債を支給するという案をこさえたことも、これも間違ひございません。

しかしながら、そのときは、先ほど小野委員の御指摘にもお答え申し上げましたように、まあ四百億をすべてこれ取り崩してといいましょうか、それを財源としてこうした措置を講じようということでの考え方であつたわけですが、その後いろいろ議論を重ねる中で、元々この四百億はその運用益を使って慰藉事業をやるという前提の下に積み立てられた四百億円であるので、その慰藉事業が終わつたとするならば、その時点で当然それは政府に返還すべきものであるという御意見も、いろんな方面から聞こえてきたわけであります。したがつてそういう声にも我々としては耳をかさなきやならないといふことで、その後、政

り、本当に國家の犠牲者になられた方々でござりますので、せっかくこの四百億円という原資があつて、それは事業が全部終わつたら國庫に帰属をするというのは当然かもしれませんけれども、この四百億円で何とか救つていこうと、国のために犠牲になられた方々に国としての誠意を示そうということでやつてきたとするならば、私はやっぱりこのすべてを原資にして、たとえ二十万、二十万でも決して多いと思いませんけれども、少なくともそのぐらいはやりになるべきではなかつたのかなということで、非常に残念に思います。

そういう意味で、野党案、与党案と二つの案が私たちの前に示されているわけでありますけれども、本来であれば両者で話し合つて折衷案を作りをいただけたらよかつたなど、つくづく残念に思います。最近、教育基本法、今議論されておりますけれども、についてもつくづく思うんですけども、やつぱり与党・野党で対立をするだけがすべてじゃございませんので、お互いに話をしながら、なるべく国民全体が納得をしていただけるよう、そういう合意を作るべきだというふうに思ひます。

それは政府に返還すべきものであるという御意見も、意余つて力足らずのような感じがして仕方がないわけでございます。

そういう意味で、今回この法案を作るに当たりましての新たな政府・与党合意というのがあります。その第二は、一九六七年の与党・政府の第一回合意以降、今回で三度目の措置が講じられます。こうしたことの結果、与党案の対象となる方の多くが強い不満を示していることからも、それは明らかであります。

この間にも、多くの被害者が志半ばでお亡くなつたという、取り返しの付かない行政府、立法府を問わぬ不作為が現実として存在します。しかしに、これら痛切な反省から見出されて当然ですけれども、これを見ざしていただくと、その中で、以上の措置により戦後処理問題に関する措置はすべて確定、終了したものとするという申合せます。

極め付けは、抑留者や死亡者の数さえ確定できないことに象徴される政府の誠意等が余りに希薄なことあります。対策を講じる上で不可欠の要件とも言えるこれら実数の把握すらおぼつかない有様を見ても、やるべきことを放てきしながらひたすら幕引きを叫ぶ与党・政府の姿勢は断じて容認できません。

○委員長(山内俊夫君) 他に御発言もないようですから、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第百六十三回国会衆第二号)に対する質疑は終局したものと認めます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○那谷屋正義君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました自民党・公明党提出、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案に反対する立場から討論を行います。

戦後処理問題、とりわけシベリア抑留者対策

は、高齢化などの諸状況にかんがみるならば、最

後の決定打が要請されています。質問の中でも申

し上げましたが、戦後処理問題審議会なるものを

設置し、一刻も早くこの問題を解決していく姿勢

が求められているわけです。野党案の背骨

である特別給付金の在り方こそが戦争への反省、

贖罪の意味も込められた民主国家における世界標

準足り得る資格を持つことになります。このこと

を明らかにして、私の討論を終わります。

○二之湯智君 私は、自由民主党及び公明党を代

表して、与党提出の独立行政法人平和祈念事業特

別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案に

賛成する討論を行います。

平和祈念事業特別基金は、今次の大戦における

尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念す

るため、いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、

引揚者等の関係者の労苦について国民の理解を深

めること等により、関係者に慰藉の念を示す事業

を行うことを目的として設立され、これまでに関

係者の労苦に関する資料の収集、保管や調査研

究、平和祈念展示資料館を中心とした展示や講演

会、戦後強制抑留者等に対する銀杯、書状などの

慰労品の贈呈及び慰労金の支給などの事業を行つ

てきたところであります。

しかしながら、さきの大戦の終結から既に六十

一年余りが過ぎ、恩給欠格者、戦後強制抑留者及

び引揚者の問題、いわゆる戦後処理三問題は関係

の方々の高齢化が進んでいる状況にかんがみれば、我が国のために多くの犠牲を払い、辛酸をな

めてこられたこれらの方々の心情にひとしくおこ

ります。平和祈念事業特別基金は、今般の特殊法

人等改革により、行政の効率化が求める中、独立

行政法人となつたものであります、現在、役職員の

人件費や展示資料館の維持などの費用が負担となり、折からの低金利も重なつて、基金の運営は大変厳しいものとなつており、法人による事業

の継続が困難な状況にあります。

与党案は、新たな慰藉事業に充てるため、独立行政法人平和祈念事業特別基金の資本金の一部を

取り崩すことができるところとし、さきの大戦によ

り筆舌に尽くし難い御労苦をこうむつた方々に対

し、衷心より慰藉の念を示す道を開き、本事業の

終了を待つて基金を廃止するものであり、戦後処

理三問題の最終的な決着とともに、行政の効率化

を図るため、是非とも必要な措置と言えます。

以上の立場から与党案に賛成することを再度申

し上げ、私の討論を終わります。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、与

党提出の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に

関する法律の廃止等に関する法律案に反対の討論

を行います。

初めに、第二次世界大戦の終結後、満州、北朝

鮮地域の日本兵はシベリアへ強制連行、強制抑留

されました。ソ連の指導者スターリンが行つたこ

の行為は、ボツダム宣言に違反する非人道的な行

為で絶対に許すことはできません。同時に、日本

政府が行つた侵略戦争、満蒙開拓団に続く棄民棄

究、平和祈念展示資料館を中心とした展示や講演

会、戦後強制抑留者等に対する銀杯、書状などの

慰労品の贈呈及び慰労金の支給などの事業を行つ

てきたところであります。

しかししながら、さきの大戦の終結から既に六十

一年余りが過ぎ、恩給欠格者、戦後強制抑留者及

び引揚者の問題、いわゆる戦後処理三問題は関係

の方々の高齢化が進んでいる状況にかんがみれば、我が国のために多くの犠牲を払い、辛酸をな

めてこられたこれらの方々の心情にひとしくおこ

ります。平和祈念事業特別基金は、今般の特殊法

人等改革により、行政の効率化が求める中、独立

行政法人となつたものであります、現在、役職員の

人件費や展示資料館の維持などの費用が負担となり、折からの低金利も重なつて、基金の運営は大変厳しいものとなつており、法人による事業

十五年。恩給欠格者、引揚者も高齢化しています。

こうした高齢者に対して旅行券や銀杯で一件落着

とするのは許されません。政府は、シベリア抑留者

が負った極寒と飢餓、重労働という三重苦、帰

国後の差別と生活難、こうした深い精神的な苦し

みを我が物として受け止め謝罪するとともに、関

係者が納得する抜本的対策を行うべきです。その

点で、特別給付金制度を設ける野党案はシベリア

抑留者の期待にこたえるものです。

日本共産党はシベリア抑留者の問題を解決する

ため引き続き頑張る決意を申し上げ、討論といた

します。

○又市征治君 私は、社会民主党・護憲連合を代

表して、与党提出の独立行政法人平和祈念事業特

別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案に

反対の討論を行います。

なお、私は、我が党など野党三党が提案してい

る戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に

関する法律案外一件の発議者の一人でもあり、こ

れに賛成の趣旨も併せて述べさせていただきま

す。

戦後六十年余、六十万人おられたシベリア抑留

者の多くが亡くなり、御存命の方々は十万人を

割り、年齢も平均八十四歳に達しています。抑留

経験者の方々は、國家の責任を認め、我々の目的

黒いうちに野党側の法案を成立させてほしいと訴

えていました。基金の残金は、与党案のように半額

残して渡金を配るのではなく、私たちの案のよう

に全面的に活用し、なお少額ではありますが補償

金と言うに足る額の交付に踏み切るべきです。

戦後補償は、今や国際的に個人補償、人権問題

としての見直しの段階に入っているのに、日本の

謝罪、補償の最後の機会と言うべきでしょう。

みが後れています。当事者が高齢化して、今が國

争の惨禍をいまだ負っている人たちに対して、現

在の日本政府が過去の政府に代わって謝罪と補償

を行うことは当然のことです。今月一日の神戸地

裁判決は、この法的責任の一端を明らかにしま

た。かつ具体的に、政府が北朝鮮拉致被害者に

行つて支援を中国残留孤児への国家賠償の額

の基準として示しました。

これまでの政府の態度は、戦争を指導した政策

責任者と被害者を同列の一億総ざんげ扱いして、

被害者は補償を求めるべきでない、現在の政府は

過去の戦争に責任を負わないとする歴史からの断

絶論であつて、これまで戦後レジームからの脱却

という言い方で戦争責任を否定し、国を愛する心

のある者を子供に法律で強要し、戦争のできる國

づくり、新たな戦前体制へ進もうとする態度と通

じています。与党案は、こうした政府の態度と一

体のものです。今が正にシベリア抑留者の方々に

対して國の謝罪と補償の最後の機会です。そし

て、その策が野党三党案が提案している内容だと

確信いたします。

当委員会所属のすべての皆さん、抑留者の

方々の悲痛な叫びにこたえるため、党派のメンツ

にとらわれず野党案に賛成いたくことを訴え、

与党案に反対する討論といたします。

○委員長(山内俊夫君) 他に御意見もないよう

ですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する

法律の廃止等に関する法律案(第百六十三回国会

衆第一号)に賛成の方の举手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山内俊夫君) 多数を認めます。よつ

て、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきも

のと決定いたしました。

（異議なし）と呼ぶ者あり

○委員長(山内俊夫君) 御異議ないと認め、

さよう決定いたします。

○委員長(山内俊夫君) これより請願の審査を行います。

第三九八号檜原郵便局の外務業務を廃止し、あきる野局に統合する計画の白紙撤回に関する請願外四十四件を議題といたします。

まず、理事会において協議いたしました結果につきまして、専門員に報告させます。高山専門員。

○専門員(高山達郎君) ただいま議題となりました請願につきまして、理事会における協議の結果を御報告申し上げます。

理事会におきましては、第三九八号外四件の檜原郵便局の外務業務を廃止し、あきる野局に統合する計画の白紙撤回に関する請願、第六一二号外八件の郵政民営化時における新会社への雇用の承継の保証に関する請願及び第六六二号外三十件のシベリア抑留問題の早期解決に関する請願はいずれも保留とすべきものと決定いたしました。

以上でござります。

○委員長(山内俊夫君) それでは、理事会において協議いたしましたとおり、第三九八号檜原郵便局の外務業務を廃止し、あきる野局に統合する計画の白紙撤回に関する請願外四十四件は保留といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(山内俊夫君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

○委員長(山内俊夫君) 繼続調査要求に関する件についてお諮りをいたします。

行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続するものとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしましたが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(山内俊夫君) 御異議ないものと認め、

さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山内俊夫君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(山内俊夫君) 委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山内俊夫君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

十二月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、シベリア抑留問題の早期解決に関する請願
(第一〇九三号)(第一一一七号)(第一二〇六号)

第一〇九三号 平成十八年十二月七日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 北海道赤平市茂尻春日町二ノ五
吉沢信雄 外五百六十名

紹介議員 谷 博之君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第一一一七号 平成十八年十二月七日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 静岡県焼津市中新田一、二〇〇ノ
紹介議員 藤本 祐司君
この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第一二〇六号 平成十八年十二月八日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 福岡県大牟田市花園町三〇 岡田
記代子 外六百三名

この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

平成十八年十二月二十二日印刷

平成十八年十二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局